

公開用

令和7年第1回

# 茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和7年2月21日提出



目 次

議案第 1 号	専決処分の承認について-----	7
議案第 2 号	令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 15 号) -----	2 1
議案第 3 号	令和 6 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第 4 号) -----	6 3
議案第 4 号	令和 6 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計補正予算 (第 4 号) -----	7 6
議案第 5 号	令和 6 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計補正予算 (第 2 号) -----	8 8
議案第 6 号	令和 6 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計補正予算 (第 2 号) -----	9 0
議案第 7 号	令和 6 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算 (第 3 号) -----	1 0 3
議案第 8 号	令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計予算-----	別綴り
議案第 9 号	令和 7 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計予算 -----	別綴り
議案第 10 号	令和 7 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事 業特別会計予算 -----	別綴り
議案第 11 号	令和 7 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計予算 -----	別綴り
議案第 12 号	令和 7 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計予算 -----	別綴り
議案第 13 号	令和 7 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計予算 -----	別綴り
議案第 14 号	令和 7 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算 -----	別綴り

議案第 1 5 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 -----	1 1 2
議案第 1 6 号	茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 -----	1 1 3
議案第 1 7 号	茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例 -----	1 1 5
議案第 1 8 号	茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 -----	1 1 6
議案第 1 9 号	茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 -----	1 4 2
議案第 2 0 号	茅ヶ崎市職員旅費条例等の一部を改正する条例 -----	1 4 4
議案第 2 1 号	茅ヶ崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例 -----	1 4 6
議案第 2 2 号	茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例 -----	1 4 7
議案第 2 3 号	茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 -----	2 0 7
議案第 2 4 号	茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例 -----	2 1 2

議案第 2 5 号	茅ヶ崎市地域包括支援センターによる 包括的支援事業の実施に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例-----	2 1 3
議案第 2 6 号	茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正す る条例 -----	2 1 4
議案第 2 7 号	茅ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報 償金の支給に関する条例の一部を改正 する条例 -----	2 1 8
議案第 2 8 号	茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及 び基準に関する条例の一部を改正する 条例 -----	2 1 9
議案第 2 9 号	茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及 び基準に関する条例の一部を改正する 条例 -----	2 2 1
議案第 3 0 号	茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関す る条例を廃止する条例 -----	2 2 2
議案第 3 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて -----	2 2 4
議案第 3 2 号	動産の取得について -----	2 2 7
議案第33号の1	市道路線の廃止について -----	2 2 8
議案第33号の2	市道路線の廃止について -----	2 3 1
議案第34号の1	市道路線の認定について -----	2 3 4
議案第34号の2	市道路線の認定について -----	2 3 7
議案第34号の3	市道路線の認定について -----	2 4 0
議案第34号の4	市道路線の認定について -----	2 4 3
報告第 1 号	専決処分の報告について -----	2 4 6



専決処分の承認について

令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第14号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第14号）を次のとおり定める。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年1月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

## 令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第14号）

令和6年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,267千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98,030,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		18,027,915	57,267	18,085,182
	2 国庫補助金	5,390,122	57,267	5,447,389
歳 入 合 計		97,973,513	57,267	98,030,780

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		40,700,856	57,267	40,758,123
	1 社会福祉費	19,210,679	57,267	19,267,946
歳 出 合 計		97,973,513	57,267	98,030,780

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	職員給与費	2,407
		物価高騰対応重点支援給付金給付事務費（追加）	54,860

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	18,027,915	57,267	18,085,182
歳入合計	97,973,513	57,267	98,030,780

## 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	40,700,856	57,267	40,758,123
歳 出 合 計	97,973,513	57,267	98,030,780

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
57,267	0	0	0
57,267	0	0	0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	18,027,915	57,267	18,085,182
2 国庫補助金	5,390,122	57,267	5,447,389
2 民生費国庫補助金	3,223,328	57,267	3,280,595
歳 入 合 計	97,973,513	57,267	98,030,780

節		説	明
区 分	金 額		
4 地方創生臨時 交付金	57,267	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	57,267

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 民生費	40,700,856	57,267	40,758,123		
1 社会福祉費	19,210,679	57,267	19,267,946		
1 社会福祉総務費	7,929,954	57,267	7,987,221	国庫支出金	57,267
歳 出 合 計	97,973,513	57,267	98,030,780		

節		金額	説明
区分			
1	報酬	2,541	10 職員給与費 2,407
3	職員手当等	3,252	250 物価高騰対応重点支援給付金給付事業費(追加) 54,860 2 物価高騰対応重点支援給付金給付事務費(追加) 54,860
	6 時間外勤務手当	2,407	
	17 会計年度任用職員期末勤勉手当	845	
4	共済費	611	
8	旅費	270	
	1 費用弁償	270	
10	需用費	816	
	1 消耗品費	816	
11	役務費	5,975	
	1 通信運搬費	4,090	
	3 手数料	1,885	
12	委託料	40,869	
13	使用料及び賃借料	2,933	

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,637 (1,450)	1,411,809	6,211,321	13,989,005	2,476,530	16,465,535	
補正前	1,637 (1,449)	1,409,268	6,208,069	13,983,212	2,475,919	16,459,131	
比較	0 (1)	2,541	3,252	5,793	611	6,404	
職員手当 の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)				
	補正後	3,348,563	762,327				
	補正前	3,347,718	759,920				
	比較	845	2,407				

※表中( )は、短時間勤務職員について外書きしたものです。  
 ※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	給与費		合計 (千円)	備考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,806,599	12,172,474	14,450,423	
補正前	5,804,192	12,170,067	14,448,016	
比較	2,407	2,407	2,407	
職員手当 の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)		
	補正後	762,327		
	補正前	759,920		
	比較	2,407		

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,405)	1,411,809	404,722	1,816,531	198,581	2,015,112	
補正前	(1,404)	1,409,268	403,877	1,813,145	197,970	2,011,115	
比較	(1)	2,541	845	3,386	611	3,997	
職員手当 の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)					
	補正後	404,722					
	補正前	403,877					
	比較	845					

※表中( )は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	3,252	その他の増減分 3,252	期末勤勉手当 845 千円 時間外勤務手当 2,407 千円	

令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第15号）

令和6年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,761,267千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,792,047千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		3,476,943	883,608	4,360,551
	1 地方交付税	3,476,943	883,608	4,360,551
14 使用料及び手数料		1,597,876	7,846	1,605,722
	1 使用料	383,126	7,846	390,972
15 国庫支出金		18,085,182	2,495,883	20,581,065
	1 国庫負担金	12,588,283	1,008,044	13,596,327
	2 国庫補助金	5,447,389	1,487,839	6,935,228
16 県支出金		6,511,903	469,806	6,981,709
	1 県負担金	4,472,544	440,660	4,913,204
	2 県補助金	1,502,770	29,146	1,531,916
17 財産収入		213,149	29,031	242,180
	1 財産運用収入	177,100	26,787	203,887
	2 財産売払収入	36,049	2,244	38,293
18 寄附金		225,146	18,957	244,103
	1 寄附金	225,146	18,957	244,103
19 繰入金		1,034,561	△2,734	1,031,827
	2 基金繰入金	960,735	△2,734	958,001
20 繰越金		2,199,285	3,610,000	5,809,285
	1 繰越金	2,199,285	3,610,000	5,809,285
21 諸収入		5,056,051	14,270	5,070,321
	5 雑入	1,717,159	14,270	1,731,429
22 市債		12,283,499	234,600	12,518,099
	1 市債	12,283,499	234,600	12,518,099
歳 入 合 計		98,030,780	7,761,267	105,792,047

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,644,687	380,733	11,025,420
	1 総務管理費	8,658,133	363,586	9,021,719
	3 戸籍住民基本台帳費	835,962	17,147	853,109
3 民生費		40,758,123	3,019,606	43,777,729
	1 社会福祉費	19,267,946	1,286,996	20,554,942
	2 児童福祉費	17,094,202	1,533,306	18,627,508
	3 生活保護費	4,395,975	199,304	4,595,279
4 衛生費		11,290,561	519,014	11,809,575
	1 保健衛生費	5,738,411	424,215	6,162,626
	2 清掃費	5,552,150	94,799	5,646,949
6 農林水産業費		338,821	21,925	360,746
	1 農業費	179,963	6,182	186,145
	2 水産業費	158,858	15,743	174,601
7 商工費		3,415,496	476,287	3,891,783
	1 商工費	3,415,496	476,287	3,891,783
8 土木費		10,084,335	71,141	10,155,476
	2 道路橋りょう費	2,983,583	67,465	3,051,048
	4 都市計画費	4,332,413	3,676	4,336,089
9 消防費		3,590,773	0	3,590,773
	1 消防費	3,590,773	0	3,590,773
10 教育費		11,324,351	3,272,561	14,596,912
	1 教育総務費	1,170,678	3,048,739	4,219,417
	2 小学校費	3,031,720	148,323	3,180,043
	3 中学校費	4,144,898	35,910	4,180,808
	4 学校給食費	1,059,989	27,744	1,087,733
	5 社会教育費	1,917,066	11,845	1,928,911

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	98,030,780	7,761,267	105,792,047
	合			
	計			

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
8 土木費	2 道路 橋りょう費	浜園橋橋りょう 整備事業 (取付道路工)	千円 318,969	令和5年度	千円 0	千円 250,000	令和5年度	千円 0
				令和6年度	318,969		令和6年度	230,000
							令和7年度	20,000
10 教育費	2 小学校費	学校施設整備事業 (円蔵小学校西棟・ 中棟大規模改修工 事)	439,917	令和6年度	0	321,628	令和6年度	0
				令和7年度	439,917		令和7年度	321,628

第 3 表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事 業 名 ( 業 目 )	金 額
2 総務費	1 総務管理費	防災資機材整備事業	83,913
		防災倉庫整備事業	5,786
	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度推進事業	16,477
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金(追加)	810,000
		物価高騰対応重点支援事業 (社会福祉総務費)	37,050
		障がい者福祉管理経費	10,352
		物価高騰対応重点支援事業 (障がい者福祉費)	13,318
	2 児童福祉費	ファーストプレゼント事業	25,171
		児童手当費	10,164
4 衛生費	1 保健衛生費	物価高騰対応重点支援事業 (保健衛生総務費)	27,492
6 農林水産業費	1 農業費	物価高騰対応重点支援事業 (農業振興費)	6,182
	2 水産業費	漁港機能保全事業	89,968
7 商工費	1 商工費	物価高騰対応重点支援事業 (商工振興費)	413,840
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう総務管理経費	7,363
		道路舗装繕繕事業	144,617
		幹線道路維持保全事業	17,570
		狭あい道路整備事業	6,091
		香川甘沼線道路改良事業	23,710
		上赤羽根堤線道路改良事業	51,920
		高田萩園線道路改良事業	62,882
		市道0109号線歩道設置事業	29,208

(単位 千円)

款	項	事 業 名 ( 目 )	金 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道0110号線歩道設置事業	58,638
		下寺尾芹沢線道路改良事業	11,817
	4 都市計画費	浜見平地区拠点整備事業	155,545
		新国道線街路事業	165,859
		森林緑地等維持管理経費	9,009
10 教育費	1 教育総務費	教育事務委託負担金	8,108
	2 小学校費	学校施設整備事業	118,290
		特別支援学級関係経費	24,449
	3 中学校費	学校施設整備事業	256,022
		特別支援学級関係経費	28,237
	4 学校給食費	物価高騰対応重点支援事業 (学校給食用食品購入費)	25,500
		学校給食用食品購入費	2,244
5 社会教育費	文化資料館跡地処分事業	5,500	

変更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	1 総務管理費	車両管理経費	320	509
7 商工費	1 商工費	道の駅整備推進事業	93,676	156,123
8 土木費	2 道路橋りょう費	浜園橋橋りょう整備事業	6,897	44,981
9 消防費	1 消防費	消防通信業務管理経費	1,185	3,677
		消防車両整備事業	39,080	149,143

第 4 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
令和 7 年度交通安全施設設置事業経費	令和6年度 ┆ 令和7年度	千円 21,848
令和 7 年度市道 8 0 3 1 号線道路改良事業経費	令和6年度 ┆ 令和7年度	12,875
令和 7 年度消防団器具置場改修事業経費	令和6年度 ┆ 令和7年度	11,833

## 第 5 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	限度額	限度額			
下 寺 尾 芹 沢 線 道 路 改 良 事 業		9,700	普通貸借又は証券発行。 事業の進捗その他の都合により起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、民間等資金の場合には、その債権者との融資条件による。ただし、市財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。
消 防 署 松 林 出 張 所 整 備 事 業		8,000			
計	12,283,499	12,518,099			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
粗 大 ご み 処 理 施 設 整 備 事 業	423,400	436,500
漁 港 機 能 保 全 事 業	49,900	52,200
道 路 舗 装 事 業	174,400	257,000
浜 園 橋 橋 り ょ う 整 備 事 業	332,500	308,300
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	4,816,800	4,959,900
計	12,283,499	12,518,099



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	3,476,943	883,608	4,360,551
14 使用料及び手数料	1,597,876	7,846	1,605,722
15 国庫支出金	18,085,182	2,495,883	20,581,065
16 県支出金	6,511,903	469,806	6,981,709
17 財産収入	213,149	29,031	242,180
18 寄附金	225,146	18,957	244,103
19 繰入金	1,034,561	△2,734	1,031,827
20 繰越金	2,199,285	3,610,000	5,809,285
21 諸収入	5,056,051	14,270	5,070,321
22 市債	12,283,499	234,600	12,518,099
歳入合計	98,030,780	7,761,267	105,792,047

# 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	10,644,687	380,733	11,025,420
3 民生費	40,758,123	3,019,606	43,777,729
4 衛生費	11,290,561	519,014	11,809,575
6 農林水産業費	338,821	21,925	360,746
7 商工費	3,415,496	476,287	3,891,783
8 土木費	10,084,335	71,141	10,155,476
9 消防費	3,590,773	0	3,590,773
10 教育費	11,324,351	3,272,561	14,596,912
歳 出 合 計	98,030,780	7,761,267	105,792,047

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	地方債	その他	一般財源
国県支出金			
61,326	0	22,401	297,006
2,364,890	0	19,928	634,788
27,492	13,100	29,191	449,231
12,182	2,300	7,846	△403
413,840	0	0	62,447
28,669	68,100	△26,277	649
0	8,000	0	△8,000
57,290	143,100	20,541	3,051,630
2,965,689	234,600	73,630	4,487,348

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税	3,476,943	883,608	4,360,551
1 地方交付税	3,476,943	883,608	4,360,551
1 地方交付税	3,476,943	883,608	4,360,551
14 使用料及び手数料	1,597,876	7,846	1,605,722
1 使用料	383,126	7,846	390,972
5 農林水産業使用料	31,339	7,846	39,185
15 国庫支出金	18,085,182	2,495,883	20,581,065
1 国庫負担金	12,588,283	1,008,044	13,596,327
1 民生費国庫負担金	12,571,082	1,008,044	13,579,126
2 国庫補助金	5,447,389	1,487,839	6,935,228
1 総務費国庫補助金	530,795	61,326	592,121
2 民生費国庫補助金	3,280,595	887,040	4,167,635

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	883,608	1 普通交付税	883,608
2 水産業使用料	7,846	2 海岸保全区域・漁港区域使用料	7,846
1 社会福祉費負担金	122,433	1 保険基盤安定負担金 3 自立支援給付費負担金 (1/2) 6 障害児入所給付費等負担金 (1/2)	23,818 74,001 24,614
2 児童福祉費負担金	837,272	1 保育所運営費負担金 (5/10) 8 施設型給付費負担金 (5/10) 9 地域型保育給付費負担金 (5/10) 10 施設等利用費負担金 (5/10)	533,750 172,450 126,730 4,342
3 生活保護費負担金	48,339	1 生活保護費負担金 (3/4)	48,339
1 総務管理費補助金	44,849	5 新しい地方経済・生活環境創生交付金 (地域防災緊急整備型)	44,849
2 戸籍住民基本台帳費補助金	16,477	4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	16,477
1 社会福祉費補助金	8,471	1 市町村地域生活支援事業補助金 (1/2) 11 障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助金 (1/2)	5,069 3,402

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	3 衛生費国庫補助金	497,333	27,492	524,825
	4 農林水産業費国庫補助金	45,000	12,182	57,182
	5 土木費国庫補助金	797,335	28,669	826,004
	6 教育費国庫補助金	296,331	57,290	353,621
	7 商工費国庫補助金	0	413,840	413,840
16	県支出金	6,511,903	469,806	6,981,709
	1 県負担金	4,472,544	440,660	4,913,204

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	18,201	4 子ども・子育て支援交付金 13 子ども・子育て支援事業費補助金 (10 / 10)	8,037 10,164
4 地方創生臨時交付金	860,368	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	860,368
3 地方創生臨時交付金	27,492	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	27,492
1 水産業費補助金	6,000	1 水産物供給基盤機能保全事業費補助金 (1 / 2)	6,000
2 地方創生臨時交付金	6,182	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	6,182
2 道路橋りょう費補助金	28,669	1 社会資本整備総合交付金	28,669
2 小学校費補助金	19,559	3 小学校施設整備費補助金	19,559
3 中学校費補助金	12,231	3 中学校施設整備費補助金	12,231
5 地方創生臨時交付金	25,500	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	25,500
1 地方創生臨時交付金	413,840	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	413,840

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	1 民生費県負担金	4,443,614	440,660	4,884,274
	2 県補助金	1,502,770	29,146	1,531,916
	2 民生費県補助金	1,007,008	29,146	1,036,154
17	財産収入	213,149	29,031	242,180
	1 財産運用収入	177,100	26,787	203,887
	2 利子及び配当金	65,493	26,787	92,280
	2 財産売払収入	36,049	2,244	38,293
	2 物品売払収入	11,049	2,244	13,293
18	寄附金	225,146	18,957	244,103
	1 寄附金	225,146	18,957	244,103
	2 総務費寄附金	159,865	950	160,815

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	127,806	3 保険基盤安定負担金 4 自立支援給付費負担金 (1/4) 5 障害児施設措置費 (給付費等) 負担金 (1/4)	78,499 37,000 12,307
2 児童福祉費負担金	312,854	1 保育所運営費負担金 (2.5/10) 7 施設型給付費負担金 (2.5/10) 8 地域型保育給付費負担金 (2.5/10) 9 施設等利用費負担金 (2.5/10)	196,817 74,953 38,913 2,171
1 社会福祉費補助金	2,534	5 市町村地域生活支援事業補助金 (1/4)	2,534
2 児童福祉費補助金	26,612	1 ひとり親家庭等医療費助成事業補助金 (1/2) 6 子ども・子育て支援交付金 7 教育・保育給付費 (施設型給付費等) 補助金 (1/2)	8,344 8,037 10,231
1 利子収入	26,787	2 財政調整基金利子 3 公共施設等再編整備基金利子 4 まち・ひと・しごと創生基金利子 6 文化振興基金利子 7 姉妹都市交流基金利子 8 子ども未来応援基金利子 9 太陽光発電設備普及啓発基金利子 10 ごみ減量化・資源化基金利子 11 緑のまちづくり基金利子 12 森林環境譲与税基金利子 13 学校施設整備基金利子	2,613 8,353 4 2 17 455 3 1,023 471 11 13,835
1 物品売払収入	2,244	2 学校給食費	2,244
1 総務費指定寄附金	950	2 公共施設等再編整備基金寄附金 5 文化振興基金寄附金 6 姉妹都市交流基金寄附金	580 34 336

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	3 民生費寄附金	13,010	12,159	25,169
	4 衛生費寄附金	121	1,411	1,532
	5 土木費寄附金	1,400	△25	1,375
	6 教育費寄附金	10	4,462	4,472
19	繰入金	1,034,561	△2,734	1,031,827
	2 基金繰入金	960,735	△2,734	958,001
	1 ふるさと基金繰入金	96,670	3,462	100,132
	5 子ども未来応援基金繰入金	131,306	6,904	138,210
	7 ごみ減量化・資源化基金繰入金	473,899	△13,100	460,799
20	繰越金	2,199,285	3,610,000	5,809,285
	1 繰越金	2,199,285	3,610,000	5,809,285
	1 繰越金	2,199,285	3,610,000	5,809,285
21	諸収入	5,056,051	14,270	5,070,321
	5 雑入	1,717,159	14,270	1,731,429

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 民生費指定寄附金	12,159	1 社会福祉基金寄附金 2 子ども未来応援基金寄附金	476 11,683
1 衛生費指定寄附金	1,411	1 太陽光発電設備普及啓発基金寄附金 2 ごみ減量化・資源化基金寄附金	655 756
1 土木費指定寄附金	△25	1 緑のまちづくり基金寄附金	△25
1 教育費指定寄附金	4,462	1 学校施設整備基金寄附金	4,462
1 ふるさと基金繰入金	3,462	1 ふるさと基金繰入金	3,462
1 子ども未来応援基金繰入金	6,904	1 子ども未来応援基金繰入金	6,904
1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	△13,100	1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	△13,100
1 前年度繰越金	3,610,000	1 前年度繰越金	3,610,000

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	2 雑入	1,715,148	14,270	1,729,418
22 市債		12,283,499	234,600	12,518,099
1 市債		12,283,499	234,600	12,518,099
	3 衛生債	591,400	13,100	604,500
	5 農林水産業債	56,600	2,300	58,900
	7 土木債	3,668,000	68,100	3,736,100
	8 消防債	405,800	8,000	413,800
	9 教育債	4,892,200	143,100	5,035,300
歳 入 合 計		98,030,780	7,761,267	105,792,047

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 民生費雑入	1,150	18 障がい児支援給付費返還金 19 訓練等給付費返還金	329 821
4 衛生費雑入	39,854	4 太陽光発電売電収入 6 有価物売却代	52 39,802
8 土木費雑入	△26,734	8 浜園橋橋りょう整備負担金	△26,734
2 清掃債	13,100	5 粗大ごみ処理施設整備事業債	13,100
2 水産業債	2,300	1 漁港機能保全事業債	2,300
1 道路橋りょう債	68,100	3 道路舗装事業債 13 浜園橋橋りょう整備事業債 25 下寺尾芹沢線道路改良事業債	82,600 △24,200 9,700
1 消防債	8,000	7 消防署松林出張所整備事業債	8,000
1 小学校債	120,400	1 義務教育施設整備事業債	120,400
2 中学校債	22,700	1 義務教育施設整備事業債	22,700

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	10,644,687	380,733	11,025,420		
1 総務管理費	8,658,133	363,586	9,021,719		
4 財政管理費	143,639	257,534	401,173	そ の 他	2,613
				一般財源	254,921
6 財産管理費	654,321	8,949	663,270	そ の 他	8,933
				一般財源	16
7 企画費	1,219,773	7,004	1,226,777	そ の 他	10,466
				一般財源	△3,462
13 文化行政費	490,111	400	490,511	そ の 他	389
				一般財源	11
16 防災対策費	113,426	89,699	203,125	国庫支出金	44,849
				一般財源	44,850
3 戸籍住民基本台帳費	835,962	17,147	853,109		
1 戸籍住民基本台帳費	835,962	17,147	853,109	国庫支出金	16,477
				一般財源	670
3 民生費	40,758,123	3,019,606	43,777,729		
1 社会福祉費	19,267,946	1,286,996	20,554,942		
1 社会福祉総務費	7,987,221	1,003,848	8,991,069	国庫支出金	870,868
				県支出金	78,499
				そ の 他	476

(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
24 積立金	257,534	30 財政調整基金積立金	257,534
24 積立金	8,949	60 公共施設等再編整備基金積立金	8,949
24 積立金	7,004	80 まち・ひと・しごと創生基金積立金	7,004
24 積立金	400	40 文化振興基金積立金	36
		140 姉妹都市交流基金積立金	364
17 備品購入費	89,699	20 防災対策事業費	89,699
		2 防災資機材整備事業費	83,913
		5 防災倉庫整備事業費	5,786
11 役務費	10,884	50 旅券発給業務関係経費	670
1 通信運搬費	10,884	90 社会保障・税番号制度推進事業費	16,477
12 委託料	5,593		
18 負担金補助及び交付金	670		
18 負担金補助及び交付金	847,537	40 社会福祉協議会関係経費	487
		2 社会福祉基金補助金	487
		100 国民健康保険事業保険基盤安定繰出金	136,423

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
				一般財源	54,005
2 障がい者福祉費	7,294,640	278,789	7,573,429	国庫支出金	120,404
				県支出金	51,841
				そ の 他	410
				一般財源	106,134
4 老人福祉費	3,617,624	4,359	3,621,983	一般財源	4,359
2 児童福祉費	17,094,202	1,533,306	18,627,508		
1 児童福祉総務費	4,650,006	53,357	4,703,363	国庫支出金	8,037
				県支出金	8,037
				そ の 他	15,472
				一般財源	21,811
2 児童保育費	11,675,104	1,433,004	13,108,108	国庫支出金	847,436
				県支出金	323,085
				一般財源	262,483

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金利子及 び割引料	13,363	130 介護保険事業特別会計繰出金	6,525
		190 重層的支援体制整備事業費	3,682
		200 生活困窮者自立支援事業費	9,681
27 繰出金	142,948	250 物価高騰対応重点支援給付金給付事業費 (追加) 1 物価高騰対応重点支援給付金 (追加)	810,000 810,000
		260 物価高騰対応重点支援事業費	37,050
12 委託料	6,806	10 障がい者福祉管理経費 1 障がい者福祉管理経費	47,038 47,038
18 負担金補助及 び交付金	13,318	40 自立支援給付費 2 訓練等給付費 3 補装具給付費	148,448 138,799 9,649
		50 障がい者生活支援事業費 1 障がい者生活支援事業費	10,616 10,616
19 扶助費	218,433	80 地域生活支援事業費	10,140
22 償還金利子及 び割引料	40,232	90 障がい児支援給付費	49,229
		120 物価高騰対応重点支援事業費	13,318
18 負担金補助及 び交付金	4,359	80 神奈川県後期高齢者医療広域連合関係経費	4,359
12 委託料	10,000	50 一時預かり事業費	10,277
18 負担金補助及 び交付金	24,248	170 地域型保育運営補助事業費	13,971
		180 子ども未来応援基金積立金	19,109
		200 ファーストプレゼント事業費	10,000
24 積立金	19,109		
12 委託料	860,884	10 民間保育所等運営事業費	850,720
18 負担金補助及 び交付金	552,224	30 児童手当費	10,164
		60 施設型給付費	342,202
		70 地域型保育給付費	201,337

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 母子福祉費	165,464	17,385	182,849	県支出金	8,344
				一般財源	9,041
4 児童福祉施設費	486,389	25,990	512,379	一般財源	25,990
5 地域児童福祉費	117,239	3,570	120,809	そ の 他	3,570
3 生活保護費	4,395,975	199,304	4,595,279		
1 生活保護総務費	225,292	134,852	360,144	一般財源	134,852
2 扶助費	4,170,683	64,452	4,235,135	国庫支出金	48,339
				一般財源	16,113
4 衛生費	11,290,561	519,014	11,809,575		
1 保健衛生費	5,738,411	424,215	6,162,626		
1 保健衛生総務費	3,436,069	27,492	3,463,561	国庫支出金	27,492

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
22 償還金利子及び割引料	19,896	80 施設等利用費	8,685	
		110 子育て世帯生活支援特別給付金返還金	8,200	
		120 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費返還金	11,696	
19 扶助費	17,385	20 ひとり親家庭等医療費助成事業費	17,385	
10 需用費	4,960	20 保育園施設維持管理経費	21,030	
7 賄材料費	4,960	30 児童指導育成経費	4,960	
12 委託料	21,030			
12 委託料	3,570	10 ファミリーサポートセンター事業費	3,570	
22 償還金利子及び割引料	134,852	20 生活保護総務管理経費	134,852	
19 扶助費	64,452	10 生活保護扶助費	64,452	
10 需用費	25	160 物価高騰対応重点支援事業費	27,492	
4 印刷製本費	25			
11 役務費	46			
1 通信運搬費	46			
18 負担金補助及び交付金	27,421			

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 予防費	1,356,273	363,310	1,719,583	一般財源	363,310
3 母子衛生費	414,071	32,685	446,756	一般財源	32,685
4 環境衛生費	176,651	728	177,379	そ の 他	710
				一般財源	18
2 清掃費	5,552,150	94,799	5,646,949		
1 清掃総務費	1,752,545	94,799	1,847,344	そ の 他	41,581
				一般財源	53,218
2 じんかい処理費	3,507,202	0	3,507,202	地 方 債	13,100
				そ の 他	△13,100
6 農林水産業費	338,821	21,925	360,746		
1 農業費	179,963	6,182	186,145		
3 農業振興費	17,826	6,182	24,008	国庫支出金	6,182
2 水産業費	158,858	15,743	174,601		
2 漁港管理費	133,813	15,743	149,556	国庫支出金	6,000
				地 方 債	2,300
				そ の 他	7,846
				一般財源	△403
7 商工費	3,415,496	476,287	3,891,783		

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
22 償還金利息及び割引料	363,310	30 感染症対策事業費 1 感染症予防事業費	1,761 1,761
		40 疾病対策事業費 2 風しん抗体検査事業費	843 843
		90 新型コロナウイルスワクチン接種事業費返還金	360,706
22 償還金利息及び割引料	32,685	10 母子保健事業費 2 母子健康診査事業費	1,493 1,493
		50 いとしのベビー出産・子育て応援事業費	31,192
24 積立金	728	90 太陽光発電設備普及啓発基金積立金	728
24 積立金	94,799	40 ごみ減量化・資源化基金積立金	94,799
18 負担金補助及び交付金	6,182	60 物価高騰対応重点支援事業費	6,182
14 工事請負費	15,743	30 漁港機能保全事業費	15,743

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 商工費	3,415,496	476,287	3,891,783		
1 商工振興費	3,334,591	476,287	3,810,878	国庫支出金	413,840
				一般財源	62,447
8 土木費	10,084,335	71,141	10,155,476		
2 道路橋りょう費	2,983,583	67,465	3,051,048		
2 道路維持費	443,780	144,617	588,397	国庫支出金	62,000
				地方債	82,600
				一般財源	17
3 道路新設改良費	1,133,220	11,817	1,145,037	国庫支出金	2,000
				地方債	9,700
				一般財源	117

節		金額	説	明	
区分					
8	旅費	80	100	道の駅整備推進事業費	62,447
	2 普通旅費	80	130	物価高騰対応重点支援事業費	413,840
10	需用費	650			
	1 消耗品費	650			
11	役務費	1,417			
	1 通信運搬費	66			
	2 広告料	1,351			
12	委託料	397,809			
13	使用料及び賃借料	44			
14	工事請負費	62,447			
18	負担金補助及び交付金	13,840			
14	工事請負費	144,617	10	道路舗装修繕事業費	144,617
10	需用費	20	70	北部地区幹線道路改良事業費	11,817
	1 消耗品費	20	2	下寺尾芹沢線道路改良	11,817
12	委託料	355			

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
4 橋りょう新設改良費	743,375	△88,969	654,406	国庫支出金	△35,331
				地方債	△24,200
				その他	△26,734
				一般財源	△2,704
4 都市計画費	4,332,413	3,676	4,336,089		
1 都市計画総務費	3,367,487	2,956	3,370,443	一般財源	2,956
4 緑化推進費	69,916	720	70,636	その他	457
				一般財源	263
9 消防費	3,590,773	0	3,590,773		
1 消防費	3,590,773	0	3,590,773		
1 常備消防費	3,222,336	0	3,222,336	地方債	8,000
				一般財源	△8,000
10 教育費	11,324,351	3,272,561	14,596,912		
1 教育総務費	1,170,678	3,048,739	4,219,417		
2 事務局費	1,164,608	3,048,739	4,213,347	地方債	10,300
				その他	18,297
				一般財源	3,020,142
2 小学校費	3,031,720	148,323	3,180,043		
1 学校管理費	2,707,964	123,874	2,831,838	国庫支出金	9,267
				地方債	108,900

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
16 公有財産購入費	11,442		
14 工事請負費	△88,969	10 浜園橋橋りょう整備事業費	△88,969
23 投資及び出資金	2,956	50 公共下水道事業会計出資金	2,956
24 積立金	720	30 緑のまちづくり基金積立金	709
		50 森林環境譲与税基金積立金	11
18 負担金補助及び交付金	30,382	80 教育事務委託負担金	30,382
		150 学校施設整備基金積立金	3,018,357
24 積立金	3,018,357		
10 需用費	5,584	20 一般管理経費	5,584
5 光熱水費	5,584	90 学校施設整備事業費	118,290

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
				一般財源	5,707
2 教育振興費	323,756	24,449	348,205	国庫支出金	10,292
				地 方 債	11,000
				一般財源	3,157
3 中学校費	4,144,898	35,910	4,180,808		
1 学校管理費	3,946,212	7,673	3,953,885	一般財源	7,673
2 教育振興費	198,686	28,237	226,923	国庫支出金	12,231
				地 方 債	12,900
				一般財源	3,106
4 学校給食費	1,059,989	27,744	1,087,733		
2 学校給食用食品購入費	0	27,744	27,744	国庫支出金	25,500
				そ の 他	2,244
5 社会教育費	1,917,066	11,845	1,928,911		
5 青少年対策費	669,877	11,845	681,722	一般財源	11,845
歳 出 合 計	98,030,780	7,761,267	105,792,047		

## 教育費

(単位 千円)

節		金額	説明		
区分					
14	工事請負費	118,290	1	学校施設整備事業費	118,290
10	需用費	1,416	20	特別支援学級関係経費	24,449
	1 消耗品費	1,416			
14	工事請負費	21,468			
17	備品購入費	1,565			
10	需用費	7,673	20	一般管理経費	7,673
	5 光熱水費	7,673			
10	需用費	1,363	20	特別支援学級関係経費	28,237
	1 消耗品費	1,363			
14	工事請負費	25,305			
17	備品購入費	1,569			
10	需用費	27,744	10	物価高騰対応重点支援事業費	25,500
	7 賄材料費	27,744	20	学校給食用食品購入費	2,244
22	償還金利子及び割引料	11,845	70	放課後児童健全育成事業費	11,845

継 続 費 に

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源	国 庫 支 出 金		
			千円	千円	千円	千円	千円	
8 土木費	2 道路 橋りょう費	浜園橋橋りょう 整備事業 (取付道路工)	令和 5	0				
			6	230,000	7,370	135,900	71,555	15,175
			7	20,000		12,400	6,222	1,378
			計	250,000	7,370	148,300	77,777	16,553
10 教育費	2 小学校費	学校施設整備事業 (円蔵小学校西棟・ 中棟大規模改修工事)	令和 6	0				
			7	321,628		241,200	80,428	
			計	321,628		241,200	80,428	

関 する 調 書

前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
		230,000	230,000		92.0
				20,000	8.0
		230,000	230,000	20,000	100.0
					0.0
				321,628	100.0
				321,628	100.0

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の	
		支 出 ( 見 込 )	金 額
	千円	期 間	千円
令和7年度交通安全施設設置事業経費	21,848		
令和7年度市道8031号線道路改良事業経費	12,875		
令和7年度消防団器具置場改修事業経費	11,833		

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
期間	金額	特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度 ┆ 令和7年度	21,848		5,000		16,848
令和6年度 ┆ 令和7年度	12,875		11,500		1,375
令和6年度 ┆ 令和7年度	11,833		8,800	3,033	

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普通債	35,730,768	13,420,100	234,600	13,654,700	45,896,845	46,131,445
(3) 衛生	2,592,652	661,900	13,100	675,000	2,933,778	2,946,878
(5) 農林水産業	543,964	56,600	2,300	58,900	566,796	569,096
(7) 土木	8,310,939	3,870,000	68,100	3,938,100	11,403,308	11,471,408
(9) 消防	681,365	589,400	8,000	597,400	1,155,036	1,163,036
(10) 教育	9,543,028	5,617,800	143,100	5,760,900	14,229,190	14,372,290
合 計	59,570,787	13,753,799	234,600	13,988,399	67,678,293	67,912,893

令和 6 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度茅ヶ崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5 1, 8 9 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 1 4 0, 3 3 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		5,175,226	△136,423	5,038,803
	1 国民健康保険料	5,175,226	△136,423	5,038,803
3 県支出金		15,684,012	1,098	15,685,110
	1 県補助金	15,684,012	1,098	15,685,110
4 財産収入		15	800	815
	1 財産運用収入	15	800	815
5 繰入金		1,930,469	136,423	2,066,892
	1 一般会計繰入金	1,580,469	136,423	1,716,892
6 繰越金		22,056	250,000	272,056
	1 繰越金	22,056	250,000	272,056
歳 入 合 計		22,888,441	251,898	23,140,339

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		6,832,354	0	6,832,354
	1 医療給付費分	4,533,661	0	4,533,661
	2 後期高齢者支援金等分	1,684,527	0	1,684,527
	3 介護納付金分	614,166	0	614,166
4 保健事業費		213,310	1,098	214,408
	2 保健事業費	29,407	1,098	30,505
5 国民健康保険運営基金		15	250,800	250,815
	1 国民健康保険運営基金	15	250,800	250,815
歳 出 合 計		22,888,441	251,898	23,140,339



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	5,175,226	△136,423	5,038,803
3 県支出金	15,684,012	1,098	15,685,110
4 財産収入	15	800	815
5 繰入金	1,930,469	136,423	2,066,892
6 繰越金	22,056	250,000	272,056
歳入合計	22,888,441	251,898	23,140,339

## 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金	6,832,354	0	6,832,354
4 保健事業費	213,310	1,098	214,408
5 国民健康保険運営基金	15	250,800	250,815
歳 出 合 計	22,888,441	251,898	23,140,339

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	地方債	その他	一般財源
国県支出金			
0	0	136,423	△136,423
1,098	0	0	0
0	0	800	250,000
1,098	0	137,223	113,577

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料	5,175,226	△136,423	5,038,803
1 国民健康保険料	5,175,226	△136,423	5,038,803
1 国民健康保険料	5,175,226	△136,423	5,038,803
3 県支出金	15,684,012	1,098	15,685,110
1 県補助金	15,684,012	1,098	15,685,110
1 保険給付費等交付金	15,684,012	1,098	15,685,110
4 財産収入	15	800	815
1 財産運用収入	15	800	815
1 利子及び配当金	15	800	815
5 繰入金	1,930,469	136,423	2,066,892
1 一般会計繰入金	1,580,469	136,423	1,716,892
1 一般会計繰入金	1,580,469	136,423	1,716,892
6 繰越金	22,056	250,000	272,056
1 繰越金	22,056	250,000	272,056

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 医療給付費分 現年分	△86,466	1 医療給付費分現年分	△86,466
2 後期高齢者支 援金分現年分	△31,860	1 後期高齢者支援金分現年分	△31,860
3 介護納付金分 現年分	△18,097	1 介護納付金分現年分	△18,097
1 保険給付費等 交付金	1,098	2 特別交付金	1,098
1 利子収入	800	1 利子収入	800
1 保険基盤安定 繰入金	136,423	1 保険基盤安定繰入金	136,423

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	1 繰越金	22,056	250,000	272,056
歳 入 合 計		22,888,441	251,898	23,140,339

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	250,000	1 前年度繰越金	250,000

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 国民健康保険事業費納付金	6,832,354	0	6,832,354		
1 医療給付費分	4,533,661	0	4,533,661		
1 医療給付費分	4,533,661	0	4,533,661	そ の 他	86,466
				一般財源	△86,466
2 後期高齢者支援金等分	1,684,527	0	1,684,527		
1 後期高齢者支援金等分	1,684,527	0	1,684,527	そ の 他	31,860
				一般財源	△31,860
3 介護納付金分	614,166	0	614,166		
1 介護納付金分	614,166	0	614,166	そ の 他	18,097
				一般財源	△18,097
4 保健事業費	213,310	1,098	214,408		
2 保健事業費	29,407	1,098	30,505		
2 病院事業費	21,150	1,098	22,248	県支出金	1,098
5 国民健康保険運営基金	15	250,800	250,815		
1 国民健康保険運営基金	15	250,800	250,815		
1 国民健康保険運営基金	15	250,800	250,815	そ の 他	800
				一般財源	250,000
歳 出 合 計	22,888,441	251,898	23,140,339		

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18 負担金補助及び交付金	1,098	10 病院事業会計負担金	1,098
24 積立金	250,800	10 国民健康保険運営基金積立金	250,800

令和 6 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 52,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,806,779 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 21 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		3,889,789	11,536	3,901,325
	1 国庫負担金	3,283,701	5,040	3,288,741
	2 国庫補助金	606,088	6,496	612,584
4 支払基金交付金		5,075,669	14,094	5,089,763
	1 支払基金交付金	5,075,669	14,094	5,089,763
5 県支出金		2,692,853	6,525	2,699,378
	1 県負担金	2,599,384	3,150	2,602,534
	2 県補助金	93,469	3,375	96,844
6 繰入金		3,461,120	20,045	3,481,165
	1 一般会計繰入金	3,060,618	6,525	3,067,143
	2 基金繰入金	400,502	13,520	414,022
歳 入	合 計	19,754,579	52,200	19,806,779

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		18,101,817	25,200	18,127,017
	1 保険給付費	18,101,817	25,200	18,127,017
3 地域支援事業費		723,713	27,000	750,713
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	651,402	27,000	678,402
歳 出 合 計		19,754,579	52,200	19,806,779

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	3,889,789	11,536	3,901,325
4 支払基金交付金	5,075,669	14,094	5,089,763
5 県支出金	2,692,853	6,525	2,699,378
6 繰入金	3,461,120	20,045	3,481,165
歳入合計	19,754,579	52,200	19,806,779

## 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	18,101,817	25,200	18,127,017
3 地域支援事業費	723,713	27,000	750,713
歳 出 合 計	19,754,579	52,200	19,806,779

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	補定	財源	訳
国県支出金	地方債	その他	一般財源
8,719	0	16,481	0
9,342	0	17,658	0
18,061	0	34,139	0

## 2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金	3,889,789	11,536	3,901,325
1 国庫負担金	3,283,701	5,040	3,288,741
1 介護給付費負担金	3,283,701	5,040	3,288,741
2 国庫補助金	606,088	6,496	612,584
1 調整交付金	395,096	1,096	396,192
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	134,130	5,400	139,530
4 支払基金交付金	5,075,669	14,094	5,089,763
1 支払基金交付金	5,075,669	14,094	5,089,763
1 介護給付費交付金	4,894,360	6,804	4,901,164
2 地域支援事業支援交付金	181,309	7,290	188,599
5 県支出金	2,692,853	6,525	2,699,378
1 県負担金	2,599,384	3,150	2,602,534
1 介護給付費負担金	2,599,384	3,150	2,602,534
2 県補助金	93,469	3,375	96,844
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	83,831	3,375	87,206
6 繰入金	3,461,120	20,045	3,481,165
1 一般会計繰入金	3,060,618	6,525	3,067,143

(単位 千円)

節		金額	説明	金額
区分				
1 現年度分		5,040	1 現年度分	5,040
1 調整交付金		1,096	1 調整交付金	1,096
1 現年度分		5,400	1 現年度分	5,400
1 現年度分		6,804	1 現年度分	6,804
1 現年度分		7,290	1 現年度分	7,290
1 介護給付費負担金		3,150	1 介護給付費負担金	3,150
1 現年度分		3,375	1 現年度分	3,375

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	一般会計繰入金	3,060,618	6,525	3,067,143
2	基金繰入金	400,502	13,520	414,022
1	介護保険運営基金繰入金	400,502	13,520	414,022
歳 入 合 計		19,754,579	52,200	19,806,779

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1 介護給付費繰入金		3,150	1 介護給付費繰入金	3,150
4 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)		3,375	1 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	3,375
1 介護保険運営基金繰入金		13,520	1 介護保険運営基金繰入金	13,520

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 保険給付費	18,101,817	25,200	18,127,017		
1 保険給付費	18,101,817	25,200	18,127,017		
3 高額介護サービス費	563,904	25,000	588,904	国庫支出金	5,525
				県支出金	3,125
				そ の 他	16,350
4 審査支払手数料	14,896	200	15,096	国庫支出金	44
				県支出金	25
				そ の 他	131
3 地域支援事業費	723,713	27,000	750,713		
1 介護予防・生活支援サービス事業費	651,402	27,000	678,402		
1 介護予防・生活支援サービス事業費	588,053	25,000	613,053	国庫支出金	5,525
				県支出金	3,125
				そ の 他	16,350
2 介護予防ケアマネジメント事業費	60,492	1,000	61,492	国庫支出金	221
				県支出金	125
				そ の 他	654
3 高額介護予防・生活支援サービス事業費	2,857	1,000	3,857	国庫支出金	221
				県支出金	125
				そ の 他	654
歳 出 合 計	19,754,579	52,200	19,806,779		

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18 負担金補助及び交付金	25,000	10 高額介護サービス費	25,000
11 役務費	200	10 審査支払手数料	200
3 手数料	200		
18 負担金補助及び交付金	25,000	10 介護予防・生活支援サービス事業費	25,000
12 委託料	1,000	10 介護予防ケアマネジメント事業費	1,000
18 負担金補助及び交付金	1,000	10 高額介護予防・生活支援サービス事業費	1,000

令和 6 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度茅ヶ崎市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 2 月 21 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第 1 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	用地先行取得事業	244,498

## 令和6年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事 項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良費			
管渠建設事業費	1,713,108千円	174,244千円	1,887,352千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,751,712千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」を「不足する額1,755,127千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	2,612,926千円	170,829千円	2,783,755千円
第1項 企業債	1,766,900千円	95,000千円	1,861,900千円
第2項 出資金	295,592千円	2,956千円	298,548千円
第4項 補助金	180,610千円	72,873千円	253,483千円
支出			
第1款 資本的支出	4,364,638千円	174,244千円	4,538,882千円
第1項 建設改良費	2,167,378千円	174,244千円	2,341,622千円

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度公共下水道事業 柳島地内外管渠更生事業経費	令和6年度 } 令和7年度	83,558

(企業債の補正)

第5条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
公 共 下 水 道 整 備 事 業	1,429,900	1,524,900
計	1,766,900	1,861,900

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和6年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			2,612,926	170,829	2,783,755	
	1 企業債		1,766,900	95,000	1,861,900	
		1 下水道債	1,766,900	95,000	1,861,900	
	2 出資金		295,592	2,956	298,548	
		1 他会計出資金	295,592	2,956	298,548	
	4 補助金		180,610	72,873	253,483	
		1 国庫補助金	180,610	72,873	253,483	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			4,364,638	174,244	4,538,882	
	1 建設改良費		2,167,378	174,244	2,341,622	
		1 管渠建設事業費	1,713,108	174,244	1,887,352	

令和6年度茅ヶ崎市公共下水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	460,475		460,475
減価償却費	2,576,732		2,576,732
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	8,121		8,121
賞与引当金の増減額 (△は減少)	392		392
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 356		△ 356
長期前受金戻入額	△ 1,128,718		△ 1,128,718
償却原価法による受取利息	△ 10		△ 10
受取利息及び受取配当金	△ 1,142		△ 1,142
支払利息及び企業債取扱諸費	367,257		367,257
資産減耗費	20,500		20,500
未収金の増減額 (△は増加)	△ 4,405		△ 4,405
未払金の増減額 (△は減少)	<u>△ 39,797</u>	△ 9,216	<u>△ 49,013</u>
小計	2,259,049	△ 9,216	2,249,833
利息及び配当金の受取額	1,142		1,142
支払利息及び企業債取扱諸費支払額	<u>△ 415,546</u>		<u>△ 415,546</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,844,645	△ 9,216	1,835,429
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,845,172	△ 158,404	△ 2,003,576
無形固定資産の取得による支出	△ 139,179		△ 139,179
国庫補助金等による収入	185,288	66,249	251,537
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>365,145</u>		<u>365,145</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,433,918	△ 92,155	△ 1,526,073
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	500,000		500,000
一時借入金の返済による支出	△ 500,000		△ 500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,766,900	95,000	1,861,900
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,580,366		△ 2,580,366
他会計からの出資による収入	<u>295,592</u>	2,956	<u>298,548</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 517,874	97,956	△ 419,918
資金増加額 (又は減少額)	△ 107,147	△ 3,415	△ 110,562
資金期首残高	<u>2,483,163</u>		<u>2,483,163</u>
資金期末残高	2,376,016	△ 3,415	2,372,601

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 ( 見 込 ) 額	
		期 間	金 額
令和7年度公共下水道事業 柳島地内外管渠更生事業経費	83,558		

に 関 す る 調 書

(単位 千円)

当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳		
期 間	金 額	国県補助金	企業債	その他
令和6年度 ） 令和7年度	83,558		83,558	

令和6年度茅ヶ崎市公共下水道事業補正予定貸借対照表  
(令和7年3月31日)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地	3,219,348		3,219,348
イ 建 築 物	1,074,318	1,074,318	
ウ 減 価 却 累 計 額	△ 341,360	△ 341,360	732,958
エ 構 築 物	83,663,928	158,404	83,822,332
エ 機 械 及 び 装 置	△ 27,276,672	△ 27,276,672	56,545,660
オ 車 両 及 び 運 搬 具	7,974,193	7,974,193	
カ 減 価 却 累 計 額	△ 4,977,061	△ 4,977,061	2,997,132
キ 車 両 及 び 運 搬 具	3,747	3,747	
カ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	△ 3,211	△ 3,211	536
キ 減 価 却 累 計 額	3,961	3,961	
キ 建 設 仮 勘 定	△ 3,250	△ 3,250	711
有 形 固 定 資 産 合 計	208,120		208,120
(2) 無 形 固 定 資 産			63,704,465
ア 施 設 利 用 権	2,054,851		2,054,851
イ ソ フ ト ウ ェ ア	79		79
無 形 固 定 資 産 合 計			2,054,930
(3) 投 資 有 価 証 券	399,950		399,950
イ 出 資 金	4,370		4,370
ウ そ の 他 投 資	24		24
投 資 合 計			404,344
固 定 資 産 合 計			66,163,739
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金	2,376,016	△ 3,415	2,372,601
(2) 未 収 金			
ア 営 業 未 収 金	549,138		549,138
イ 営 業 外 未 収 金	21,100		21,100
ウ そ の 他 未 収 金	20		20
貸 倒 引 当 金	△ 1,998		△ 1,998
未 収 金 合 計			568,260
流 動 資 産 合 計			2,940,861
資 産 合 計			69,104,600

区 分		既決予定額	補正予定額	計	
3	負債の部				
(1)	固定負債				
ア	企業債				
	建設改良費等の財源に	23,365,868	92,625	<u>23,458,493</u>	
	充てるための企業債				23,458,493
企業債合計					
(2)	引当金				
ア	退職給付引当金	69,776		<u>69,776</u>	
引当金合計					<u>69,776</u>
固定負債合計					23,528,269
4	流動負債				
(1)	企業債				
ア	建設改良費等の財源に	1,979,999	2,375	<u>1,982,374</u>	
	充てるための企業債				1,982,374
企業債合計					
(2)	未払金				
ア	営業未払金	375,121	△ 9,216	365,905	
イ	営業外未払金	30,000		30,000	
ウ	建設改良費未払金	178,740		178,740	
エ	その他未払金	0		0	
未払金合計					574,645
(3)	引当金				
ア	賞与引当金	9,218		<u>9,218</u>	
引当金合計					9,218
(4)	その他流動負債				
ア	預り金	750		<u>750</u>	
その他流動負債合計					<u>750</u>
流動負債合計					2,566,987
5	繰延収益				
(1)	長期前受金				
ア	国県長期前受補助金	17,650,790	66,249	17,717,039	
イ	他会計長期前受補助金	8,277,334		8,277,334	
ウ	その他長期前受金	8,878,525		<u>8,878,525</u>	
長期前受金合計					34,872,898
(2)	長期前受金収益化累計額				
ア	国県長期前受補助金累計額	△ 7,076,207		△ 7,076,207	
イ	他会計長期前受補助金累計額	△ 4,550,604		△ 4,550,604	
ウ	その他長期前受金累計額	△ 3,211,515		<u>△ 3,211,515</u>	
長期前受金収益化累計額合計					<u>△ 14,838,326</u>
繰延収益合計					20,034,572
負債合計					<u>46,129,828</u>
6	資本の部				
(1)	自己資本				
資本金合計		18,853,664	2,956	<u>18,856,620</u>	18,856,620
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
ア	受贈財産評価額	1,061,904		1,061,904	
イ	負担金	520		520	
ウ	補助金	2,494,989		<u>2,494,989</u>	
資本剰余金合計					3,557,413
(2)	利益剰余金				
ア	当年度未処分利益剰余金	560,739		<u>560,739</u>	
利益剰余金合計					<u>560,739</u>
剰余金合計					<u>4,118,152</u>
資本合計					<u>22,974,772</u>
負債資本合計					<u>69,104,600</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ア 満期保有目的有価証券  
取得原価または償却原価（定額法）
- イ 満期保有目的以外の有価証券等  
該当なし
- ウ 出資金  
出資金額

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ア 有形固定資産
  - ・減価償却の方法  
定額法による。
  - ・主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	28～50年
機械及び装置	6～20年
車両及び運搬具	4年
工具、器具及び備品	5年
- イ 無形固定資産
  - ・減価償却の方法  
定額法による。
  - ・主な耐用年数

施設利用権	35年
ソフトウェア	5年

(3) 引当金の計上方法

- ア 退職給付引当金  
職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している（一般会計が負担すると見込まれる額を除く）。
- イ 賞与引当金  
職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している（一般会計が負担すると見込まれる額を除く）。
- ウ 貸倒引当金  
債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は19,197,134千円である。

## 3 セグメント情報関連

## (1) セグメントの概要

茅ヶ崎市公共下水道事業では、公共下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

## 4 リース契約により使用する固定資産

## (1) リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

## (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	8,375 千円
1年超	5,584 千円
計	13,959 千円

## 5 その他

## (1) 賞与引当金の取り崩し

当年度において、期末勤勉手当として55,330千円を支給予定であるため、賞与引当金8,479千円を取り崩す予定である。

令和 6 年 度 茅 ヶ 崎 市 公 共 下  
資 本 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入	2,612,926	170,829	2,783,755
1 企業債	1,766,900	95,000	1,861,900
1 下水道債	1,766,900	95,000	1,861,900
2 出資金	295,592	2,956	298,548
1 他会計出資金	295,592	2,956	298,548
4 補助金	180,610	72,873	253,483
1 国庫補助金	180,610	72,873	253,483

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	4,364,638	174,244	4,538,882
1 建設改良費	2,167,378	174,244	2,341,622
1 管渠建設事業費	1,713,108	174,244	1,887,352

水道事業会計補正予算説明書  
及び支出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 公共下水道債	95,000	1 下水道整備事業債 95,000
1 一般会計出資金	2,956	1 建設改良出資金 2,956
1 公共下水道国庫補助金	72,873	1 社会資本整備総合交付金 52,873 3 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費補助金 20,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
24 委託料	110,179	10 雨水施設整備事業費 78,232
27 工事請負費	64,065	20 汚水施設整備事業費 5,647 30 長寿命化事業費 26,300 40 地震対策事業費 64,065



## 令和6年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度茅ヶ崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 病院事業収益	12,981,952千円	1,098千円	12,983,050千円
第2項 医業外収益	1,532,411千円	1,098千円	1,533,509千円
支出			
第1款 病院事業費用	14,178,269千円	211,786千円	14,390,055千円
第1項 医業費用	13,893,289千円	211,786千円	14,105,075千円

（たな卸資産購入限度額の補正）

第3条 予算第10条中「3,187,991千円」を「3,399,777千円」に改める。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和6年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			12,981,952	1,098	12,983,050	
	2 医業外収益		1,532,411	1,098	1,533,509	
		2 補助金		34,414	1,098	35,512

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			14,178,269	211,786	14,390,055	
	1 医業費用		13,893,289	211,786	14,105,075	
		2 材料費		3,298,539	211,786	3,510,325

令和6年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益 (△は当年度純損失)	△1,197,435	△210,152	△1,407,587
減価償却費	899,013		899,013
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	50,000		50,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	34,442		34,442
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,862		△1,862
その他引当金 (法定福利費引当金) の増減額 (△は減少)	6,772		6,772
長期前受金戻入額	△429,108		△429,108
受取利息及び受取配当金	△300		△300
支払利息	99,928		99,928
長期前払消費税勘定償却	28,775		28,775
固定資産除却費	6,705		6,705
未収金の増減額 (△は増加)	△48,375		△48,375
未払金の増減額 (△は減少)	△402,719		△402,719
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△9,783		△9,783
預り金の増減額 (△は減少)	3,316		3,316
その他流動負債の増減額 (△は減少)	<u>34,185</u>		<u>34,185</u>
小計	△926,446	△210,152	△1,136,598
利息及び配当金の受取額	300		300
利息の支払額	<u>△99,928</u>		<u>△99,928</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△1,026,074	△210,152	△1,236,226
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△576,672		△576,672
無形固定資産の取得による支出	△111,423		△111,423
長期貸付金の返還による収入	2,300		2,300
その他投資による支出 (医師公舎敷金)	△2,800		△2,800
その他投資の返還による収入	1,950		1,950
国庫補助金等による収入	7,130		7,130
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>734,452</u>		<u>734,452</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	54,937		54,937
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△1,000,000		△1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	694,200		694,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,251,792		△1,251,792
リース債務返済による支出	<u>△45,197</u>		<u>△45,197</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△602,789		△602,789
資金増加額 (又は減少額)	△1,573,926	△210,152	△1,784,078
資金期首残高	<u>4,806,373</u>		<u>4,806,373</u>
資金期末残高	3,232,447	△210,152	3,022,295

令和6年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表  
(令和7年3月31日)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地	336,264		336,264
イ 建 物	19,423,155	19,423,155	
減 価 償 却 累 計 額	△11,826,028	<u>△11,826,028</u>	7,597,127
ウ 構 築 物	267,084	267,084	
減 価 償 却 累 計 額	△185,956	<u>△185,956</u>	81,128
エ 器 械 備 品	6,715,873	6,715,873	
減 価 償 却 累 計 額	△4,477,121	<u>△4,477,121</u>	2,238,752
オ 車 両	10,857	10,857	
減 価 償 却 累 計 額	△5,603	<u>△5,603</u>	5,254
カ リ ー ス 資 産	126,677	126,677	
減 価 償 却 累 計 額	△67,133	<u>△67,133</u>	<u>59,544</u>
有 形 固 定 資 産 合 計			10,318,069
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 電 話 加 入 権	1,803		1,803
イ ソ フ ト ウ ェ ア	622,133		622,133
ウ リ ー ス 資 産	18,796		<u>18,796</u>
無 形 固 定 資 産 合 計			642,732
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
ア 長 期 貸 付 金	1,050		1,050
イ 長 期 前 払 消 費 税	242,081		242,081
ウ そ の 他 投 資	6,969		<u>6,969</u>
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>250,100</u>
固 定 資 産 合 計			11,210,901
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金	3,232,447	△210,152	3,022,295
(2) 未 収 金	2,049,992		2,049,992
貸 倒 引 当 金	△70,235		<u>△70,235</u>
(3) 貯 蔵 品	157,952		<u>157,952</u>
流 動 資 産 合 計			<u>5,160,004</u>
資 産 合 計			<u>16,370,905</u>

区 分		既決予定額	補正予定額	計
負 債 の 部				
3	固 定 負 債			
(1)	企 業 債			
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	7,500,778		<u>7,500,778</u>
	企業債合計			7,500,778
(2)	リ ー ス 債	46,850		46,850
(3)	引 当 金			
	ア 退職給付引当金	1,907,253		<u>1,907,253</u>
	引当金合計			<u>1,907,253</u>
	固定負債合計			9,454,881
4	流 動 負 債			
(1)	企 業 債			
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,351,902		<u>1,351,902</u>
	企業債合計			1,351,902
(2)	リ ー ス 債	34,376		34,376
(3)	未 払 金	1,263,436		1,263,436
(4)	引 当 金			
	ア 賞与引当金	374,135		374,135
	イ その他引当金	71,196		<u>71,196</u>
	引当金合計			445,331
(5)	そ の 他 流 動 負 債			
	ア 預 り 金	58,108		<u>58,108</u>
	その他流動負債合計			<u>58,108</u>
	流動負債合計			3,153,153
5	繰 延 収 益			
(1)	長 期 前 受 金			
	ア 補助金	779,571		779,571
	イ 一般会計繰入金	7,913,343		7,913,343
	ウ その他の他	2,727		<u>2,727</u>
	長期前受金合計			8,695,641
(2)	収 益 化 累 計 額			
	ア 補助金	△438,828		△438,828
	イ 一般会計繰入金	△6,330,441		△6,330,441
	ウ その他の他	△814		<u>△814</u>
	収益化累計額合計			<u>△6,770,083</u>
	繰延収益合計			1,925,558
	負債合計			<u>14,533,592</u>
6	資 本 の 部			
6	資 本 金	5,383,112		5,383,112
7	剰 余 金			
(1)	資 本 剰 余 金			
	ア 寄 附 金	21,048		21,048
	イ 補 助 金	219,150		219,150
	ウ その他資本剰余金	1,538,911		<u>1,538,911</u>
	資本剰余金合計			1,779,109
(2)	欠 損 金			
	ア 当年度未処理欠損金	5,114,756	210,152	<u>5,324,908</u>
	欠損金合計			<u>5,324,908</u>
	剰余金合計			<u>△3,545,799</u>
	資本合計			1,837,313
	負債資本合計			<u>16,370,905</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 15～39年

構築物 10～25年

器械備品 4～20年

車両 5～6年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を簡便法により計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

ウ 修繕引当金

修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において見込まれるものを計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

オ その他の引当金

職員の期末勤勉手当の支給に対応して発生する法定福利費を当年度末における期末勤勉手当支給見込額から算出し、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理している。ただし、新病院建設期間中（平成10年度から平成15年度）、別棟建設期間中（平成28年度から令和元年度）及び本館改修工事期間中（令和2年度から令和5年度）に生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。また、放射線治療装置更新（令和5年度）及び医療情報システム更新（令和5年度）において生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、それぞれ10年間及び5年間で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ35,186千円、38,705千円である。

予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成している。

3 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は5,127,536千円である。

4 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市病院事業では、病院事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

1 契約あたりのリース料総額が、300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理（簡便処理）を行っている。

1 契約あたりのリース料総額が、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

令和 6 年 度 茅ヶ 崎 市 病 院  
収 益 の 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病 院 事 業 収 益	12,981,952	1,098	12,983,050
2 医 業 外 収 益	1,532,411	1,098	1,533,509
2 補 助 金	34,414	1,098	35,512

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病 院 事 業 費 用	14,178,269	211,786	14,390,055
1 医 業 費 用	13,893,289	211,786	14,105,075
2 材 料 費	3,298,539	211,786	3,510,325

事業会計補正予算説明書  
及び支出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2 県補助金	1,098	神奈川県国民健康保険保険給付費等交付金特別交付金

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 薬品費	46,697	
2 診療材料費	165,089	

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年茅ヶ崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「この項及び第10条第1項」を「この項、次条第1項」に改め、「第3項まで」の次に「及び第17条の3第1項」を加える。

第13条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第17条の2第3項を次のように改める。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第17条の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第17条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。）が小学校就学の始期から7歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第17条第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

第18条第3項中「前条第3項」を「第17条第3項」に改める。

第19条の見出しを「（病気休暇等の承認）」に改め、同条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

(茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年茅ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「という。）又は」を「という。）、」に改め、「よる介護時間」の次に「又は同条例第17条の3第1項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

#### 提案理由

本案は、小学1年生の子を持つ職員が勤務時間の前後に取得することができる休暇を設けることにより、仕事と家庭の両立を支援するため提案する。

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年茅ヶ崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の212.5」を「100分の215」に、「100分の237.5」を「100分の235」に改める。

(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和33年茅ヶ崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の180」を「100分の177.5」に改め、同項第2号中「100分の185」を「100分の182.5」に改める。

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年茅ヶ崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(医療職給料表の適用を受ける会計年度任用職員にあっては、同条第3項に規定する割合)」を削る。

第5条中「(医師である会計年度任用職員にあっては、同条第3項に規定する割合)」を削る。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第17条第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定に鑑み、議員及び特別職の職員の期末手当並びに会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定するため提案する。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市職員給与条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第13条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中「前項の「扶養親族」とは」を「扶養手当の支給については」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 重度心身障害者

第13条第2項第6号を削り、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,800円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,300円」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,800円」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「5,500円に特定期間」を「5,000円に当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「。次項において同じ。」を削り、「100分の10」を「100分の16」に改め、同条第3項を削る。

第16条第1項中「次の各号のいずれかに該当する職員」を「自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎に入居している職員その他規則で定める職員を除く。)」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額」を「家賃の月額に相当する額(その額が28

、 000円を超えるときは、28,000円)」に改め、同項各号を削る。

第26条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「規定による」及び「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削り、同項第2号中「規定による」を削る。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第31条第2項中「から第14条まで、第15条第3項」を「、第13条」に改め、同条第3項中「、第14条」を削る。

第32条中「、扶養手当」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

1 行政職給料表(1)

(単位 円)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
	1	183,500	225,600	257,300	298,800	321,300	355,200	408,300	483,600
	2	184,600	226,800	258,300	300,300	323,100	356,900	410,200	489,400
	3	185,800	227,900	259,300	301,800	324,900	358,500	412,100	495,500
	4	186,900	229,000	260,300	303,200	326,600	360,100	413,900	501,300
	5	188,000	230,000	261,300	304,600	328,300	361,700	415,700	505,900
	6	189,700	231,500	262,300	305,700	330,000	363,500	417,500	510,200
	7	191,300	233,000	263,300	306,700	331,700	365,000	419,300	513,100
	8	192,900	234,500	264,300	307,900	333,400	366,600	421,100	515,700
	9	194,500	236,000	265,300	309,100	335,000	368,000	422,700	518,100

1 0	196,200	237,500	266,300	310,700	336,700	369,600	424,200	521,400
1 1	197,800	239,000	267,300	312,300	338,400	371,200	425,700	524,700
1 2	199,400	240,500	268,300	313,900	340,000	372,700	427,200	526,600
1 3	201,000	242,000	269,300	315,400	341,500	374,600	428,700	530,100
1 4	202,700	243,400	270,300	317,000	343,100	376,500	430,000	533,400
1 5	204,400	244,800	271,300	318,600	344,700	378,400	431,300	536,400
1 6	206,100	246,200	272,300	320,200	346,200	380,200	432,500	538,900
1 7	207,400	247,400	273,300	321,700	347,600	381,700	433,700	
1 8	209,000	248,600	274,300	323,400	349,300	383,500	435,000	
1 9	210,600	249,800	275,300	325,000	350,900	385,200	436,300	
2 0	212,100	251,000	276,400	326,600	352,500	386,800	437,500	
2 1	213,600	252,100	277,400	328,000	353,700	388,500	438,700	
2 2	215,200	253,200	278,700	329,700	355,200	389,900	439,500	
2 3	216,800	254,300	280,000	331,400	356,700	391,300	440,300	
2 4	218,400	255,400	281,200	333,000	358,200	392,700	441,100	
2 5	220,000	256,400	282,500	334,200	359,900	394,100	441,700	
2 6	221,700	257,400	283,800	336,100	361,700	395,300	442,300	
2 7	223,000	258,400	285,000	337,800	363,400	396,500	443,000	
2 8	224,300	259,400	286,200	339,400	365,100	397,500	443,900	
2 9	225,600	260,400	287,300	340,900	366,500	398,600	444,400	
3 0	226,700	261,300	288,500	342,500	367,800	399,800	445,200	
3 1	227,800	262,200	289,800	344,100	369,000	400,900	446,000	
3 2	228,900	263,100	291,100	345,700	370,400	402,000	446,800	
3 3	230,000	263,900	292,400	347,400	371,500	402,700	447,400	
3 4	231,100	264,700	293,400	349,200	372,400	403,400	448,100	
3 5	232,200	265,500	294,400	351,000	373,400	404,100	448,900	
3 6	233,300	266,300	295,500	352,800	374,500	404,800	449,800	
3 7	234,400	267,000	296,600	354,300	375,300	405,400	450,300	
3 8	235,400	267,800	297,800	355,700	376,200	406,000	451,100	
3 9	236,400	268,600	298,900	357,100	377,100	406,500	451,900	
4 0	237,300	269,300	300,100	358,500	377,900	407,200	452,600	
4 1	238,200	270,000	301,300	360,000	378,700	407,700	453,000	

定年前  
再任用  
短時間  
勤務職  
員以外  
の職員

4 2	239,100	270,800	302,600	360,800	379,500	408,400	453,800	
4 3	239,900	271,600	303,900	361,800	380,300	409,100	454,700	
4 4	240,700	272,300	305,200	362,800	381,000	409,800	455,500	
4 5	241,400	273,000	306,500	363,700	381,700	410,200	456,200	
4 6	242,000	273,800	307,800	364,800	382,400	410,800	457,100	
4 7	242,600	274,600	309,100	365,700	383,100	411,500	457,900	
4 8	243,200	275,300	310,400	366,700	383,800	412,200	458,700	
4 9	243,800	276,000	311,700	367,600	384,300	412,500	459,400	
5 0	244,400	276,700	313,000	368,300	384,900	413,400	460,200	
5 1	245,000	277,400	314,300	369,000	385,500	414,300	461,000	
5 2	245,500	278,100	315,400	369,600	386,200	415,200	461,800	
5 3	246,000	278,800	316,300	370,000	386,600	415,500	462,600	
5 4	246,400	279,500	317,600	370,600	387,200	415,900	463,400	
5 5	246,700	280,200	318,900	371,300	387,800	416,300	464,200	
5 6	247,000	280,900	320,200	372,000	388,300	416,600	465,100	
5 7	247,300	281,500	321,400	372,300	388,700	416,900	465,900	
5 8	247,600	282,200	322,700	373,000	389,300	417,400		
5 9	247,900	282,800	323,900	373,700	389,900	418,000		
6 0	248,200	283,500	325,100	374,300	390,400	418,700		
6 1	248,500	284,100	326,400	374,600	390,800	419,200		
6 2	248,800	284,800	327,500	375,100	391,300	420,000		
6 3	249,100	285,400	328,600	375,700	391,800	420,500		
6 4	249,400	286,100	329,700	376,300	392,400	421,100		
6 5	249,700	286,700	330,400	376,600	392,700	421,600		
6 6	250,000	287,400	331,300	377,200	393,100	422,400		
6 7	250,300	288,000	332,000	377,900	393,500	423,100		
6 8	250,600	288,500	332,800	378,500	393,900	423,600		
6 9	250,900	289,000	333,600	378,900	394,200	424,300		
7 0	251,200	289,600	334,000	379,400	394,500	425,000		
7 1	251,500	290,100	334,600	380,000	394,800	425,700		
7 2	251,800	290,700	335,300	380,500	395,000	426,400		
7 3	252,100	291,200	336,100	381,000	395,200	426,900		

7 4	252, 400	291, 700	336, 800	381, 600	395, 500	427, 500		
7 5	252, 700	292, 300	337, 500	382, 100	395, 800	428, 200		
7 6	253, 000	292, 900	338, 100	382, 400	396, 000	428, 900		
7 7	253, 300	293, 400	338, 600	382, 800	396, 200	429, 400		
7 8	253, 600	293, 900	339, 200	383, 300	396, 500			
7 9	253, 900	294, 300	339, 700	383, 700	396, 700			
8 0	254, 200	294, 600	340, 300	384, 100	396, 900			
8 1	254, 500	294, 800	340, 600	384, 500	397, 200			
8 2	254, 800	295, 100	341, 100	385, 000	397, 400			
8 3	255, 100	295, 300	341, 500	385, 400	397, 600			
8 4	255, 400	295, 600	341, 900	385, 800	397, 800			
8 5	255, 700	295, 800	342, 300	386, 100	398, 400			
8 6	256, 000	296, 000	342, 800	386, 300	398, 600			
8 7	256, 300	296, 300	343, 300	386, 600	398, 800			
8 8	256, 600	296, 500	343, 800	386, 900	399, 000			
8 9	256, 900	296, 800	344, 100	387, 200	399, 600			
9 0	257, 200	297, 100	344, 500	387, 500	399, 800			
9 1	257, 500	297, 400	344, 900	387, 800	400, 000			
9 2	257, 800	297, 700	345, 300	388, 100	400, 200			
9 3	258, 100	298, 000	345, 600	388, 400	400, 600			
9 4			346, 000	388, 700	400, 800			
9 5			346, 400	389, 000	401, 000			
9 6			346, 800	389, 300	401, 100			
9 7			347, 000	389, 600	401, 200			
9 8			347, 400	389, 900				
9 9			347, 800	390, 100				
1 0 0			348, 200	390, 300				
1 0 1			348, 400	390, 600				
1 0 2			348, 800	390, 900				
1 0 3			349, 200	391, 200				
1 0 4			349, 500	391, 500				
1 0 5			349, 800	391, 700				

106			350,200	392,200				
107			350,600	392,700				
108			351,000	393,200				
109			351,500	393,700				
110				394,100				
111				394,500				
112				394,800				
113				395,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額						
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 行政職給料表(2)

(単位 円)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	199,000	205,000	234,500	298,800	321,300
	2	200,500	206,500	235,800	300,300	323,100
	3	202,000	208,000	236,800	301,800	324,900
	4	203,500	209,500	238,100	303,200	326,600
	5	205,000	211,000	239,500	304,600	328,300
	6	206,500	212,900	241,300	305,700	330,000
	7	208,000	214,800	242,600	306,700	331,700
	8	209,500	216,700	244,400	307,900	333,400
	9	211,000	218,600	246,200	309,100	335,000
	10	212,400	219,700	248,000	310,700	336,700
	11	213,800	220,800	249,500	312,300	338,400
	12	215,200	221,900	251,300	313,900	340,000
	13	216,600	222,900	253,300	315,400	341,500
	14	217,700	223,800	254,300	317,000	343,100
	15	218,800	224,700	255,300	318,600	344,700
	16	219,900	225,600	256,300	320,200	346,200
	17	220,900	226,500	257,300	321,700	347,600

1 8	221, 800	227, 200	258, 300	323, 400	349, 300
1 9	222, 700	227, 900	259, 300	325, 000	350, 900
2 0	223, 600	228, 600	260, 300	326, 600	352, 500
2 1	224, 500	229, 200	261, 300	328, 000	353, 700
2 2	225, 300	229, 600	262, 300	329, 700	355, 200
2 3	226, 100	229, 900	263, 300	331, 400	356, 700
2 4	226, 900	230, 200	264, 300	333, 000	358, 200
2 5	227, 700	231, 500	265, 300	334, 200	359, 900
2 6	228, 400	233, 000	266, 300	336, 100	361, 700
2 7	229, 100	234, 000	267, 300	337, 800	363, 400
2 8	229, 800	235, 000	268, 300	339, 400	365, 100
2 9	230, 500	236, 000	269, 300	340, 900	366, 500
3 0	231, 100	237, 500	270, 300	342, 500	367, 800
3 1	231, 700	239, 000	271, 300	344, 100	369, 000
3 2	232, 300	240, 500	272, 300	345, 700	370, 400
3 3	233, 000	242, 000	273, 300	347, 400	371, 500
3 4	233, 800	243, 400	274, 300	349, 200	372, 400
3 5	234, 600	244, 800	275, 300	351, 000	373, 400
3 6	235, 400	246, 200	276, 400	352, 800	374, 500
3 7	236, 200	247, 400	277, 400	354, 300	375, 300
3 8	237, 000	248, 600	278, 700	355, 700	376, 200
3 9	237, 800	249, 800	280, 000	357, 100	377, 100
4 0	238, 600	251, 000	281, 200	358, 500	377, 900
4 1	239, 400	252, 100	282, 500	360, 000	378, 700
4 2	240, 200	253, 200	283, 800	360, 800	379, 500
4 3	241, 000	254, 300	285, 000	361, 800	380, 300
4 4	241, 800	255, 400	286, 200	362, 800	381, 000
4 5	242, 600	256, 400	287, 300	363, 700	381, 700
4 6	243, 300	257, 400	288, 500	364, 800	382, 400
4 7	244, 000	258, 400	289, 800	365, 700	383, 100
4 8	244, 700	259, 400	291, 100	366, 700	383, 800
4 9	245, 400	260, 400	292, 400	367, 600	384, 300

定年前  
再任用  
短時間  
勤務職  
員以外  
の職員

5 0	246,100	261,300	293,400	368,300	384,900
5 1	246,800	262,200	294,400	369,000	385,500
5 2	247,500	263,100	295,500	369,600	386,200
5 3	248,200	263,900	296,600	370,000	386,600
5 4	248,900	264,700	297,800	370,600	387,200
5 5	249,600	265,500	298,900	371,300	387,800
5 6	250,300	266,300	300,100	372,000	388,300
5 7	251,000	267,000	301,300	372,300	388,700
5 8	251,600	267,800	302,600	373,000	389,300
5 9	252,200	268,600	303,900	373,700	389,900
6 0	252,800	269,300	305,200	374,300	390,400
6 1	253,400	270,000	306,500	374,600	390,800
6 2	254,000	270,800	307,800	375,100	391,300
6 3	254,600	271,600	309,100	375,700	391,800
6 4	255,200	272,300	310,400	376,300	392,400
6 5	255,800	273,000	311,700	376,600	392,700
6 6	256,300	273,800	313,000	377,200	393,100
6 7	256,800	274,600	314,300	377,900	393,500
6 8	257,300	275,300	315,400	378,500	393,900
6 9	257,800	276,000	316,300	378,900	394,200
7 0	258,300	276,700	317,600	379,400	394,500
7 1	258,800	277,400	318,900	380,000	394,800
7 2	259,300	278,100	320,200	380,500	395,000
7 3	259,800	278,800	321,400	381,000	395,200
7 4	260,200	279,500	322,700	381,600	395,500
7 5	260,600	280,200	323,900	382,100	395,800
7 6	261,000	280,900	325,100	382,400	396,000
7 7	261,400	281,500	326,400	382,800	396,200
7 8	261,800	282,200	327,500	383,300	396,500
7 9	262,200	282,800	328,600	383,700	396,700
8 0	262,600	283,500	329,700	384,100	396,900
8 1		284,100	330,400	384,500	397,200

8 2		284, 800	331, 300	385, 000	397, 400
8 3		285, 400	332, 000	385, 400	397, 600
8 4		286, 100	332, 800	385, 800	397, 800
8 5		286, 700	333, 600	386, 100	398, 400
8 6		287, 400	334, 000	386, 300	398, 600
8 7		288, 000	334, 600	386, 600	398, 800
8 8		288, 500	335, 300	386, 900	399, 000
8 9		289, 000	336, 100	387, 200	399, 600
9 0		289, 600	336, 800	387, 500	399, 800
9 1		290, 100	337, 500	387, 800	400, 000
9 2		290, 700	338, 100	388, 100	400, 200
9 3		291, 200	338, 600	388, 400	400, 600
9 4		291, 700	339, 200	388, 700	
9 5		292, 300	339, 700	389, 000	
9 6		292, 900	340, 300	389, 300	
9 7		293, 400	340, 600	389, 600	
9 8		293, 900	341, 100	389, 900	
9 9		294, 300	341, 500	390, 100	
1 0 0		294, 600	341, 900	390, 300	
1 0 1		294, 800	342, 300	390, 600	
1 0 2		295, 100	342, 800	390, 900	
1 0 3		295, 300	343, 300	391, 200	
1 0 4		295, 600	343, 800	391, 500	
1 0 5		295, 800	344, 100	391, 700	
1 0 6		296, 000	344, 500	392, 100	
1 0 7		296, 300	344, 900	392, 500	
1 0 8		296, 500	345, 300	392, 700	
1 0 9		296, 800	345, 600	392, 900	
1 1 0		297, 100	346, 000		
1 1 1		297, 400	346, 400		
1 1 2		297, 700	346, 800		
1 1 3		298, 000	347, 000		

1 1 4		298,300	347,400		
1 1 5		298,600	347,800		
1 1 6		299,000	348,200		
1 1 7		299,200	348,400		
1 1 8		299,400	348,800		
1 1 9		299,700	349,200		
1 2 0		300,100	349,500		
1 2 1		300,300	349,800		
1 2 2			350,200		
1 2 3			350,600		
1 2 4			351,000		
1 2 5			351,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700

備考 この表は、機器の運転操作、施設の清掃その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で規則で定めるものに適用する。

別表第2 (第5条関係)

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	327,800	410,500	455,100	566,100
2	331,300	412,700	457,100	567,000
3	334,700	414,800	459,000	567,900
4	338,100	416,900	460,900	568,700
5	341,500	419,000	462,300	569,600
6	344,600	420,500	464,100	570,500
7	347,700	422,000	465,900	571,400
8	350,800	423,500	467,700	572,300
9	354,000	424,900	469,500	573,200
1 0	357,100	426,400	471,300	574,100
1 1	360,200	427,900	473,100	574,800
1 2	363,200	429,300	474,900	575,700

1 3	366, 200	430, 700	476, 700	576, 600
1 4	368, 500	432, 200	478, 500	577, 500
1 5	370, 800	433, 700	480, 300	578, 400
1 6	373, 000	435, 100	482, 100	579, 300
1 7	374, 900	436, 500	483, 900	579, 700
1 8	376, 600	438, 000	485, 800	580, 700
1 9	378, 300	439, 500	487, 700	581, 700
2 0	380, 100	440, 900	489, 600	582, 800
2 1	381, 900	442, 300	491, 500	583, 800
2 2	383, 700	443, 700	493, 200	584, 800
2 3	385, 300	445, 100	495, 000	585, 800
2 4	386, 700	446, 500	496, 800	586, 700
2 5	388, 100	447, 900	498, 400	587, 700
2 6	389, 600	449, 300	500, 200	588, 700
2 7	391, 100	450, 700	502, 000	589, 700
2 8	392, 600	452, 100	503, 600	590, 800
2 9	394, 100	453, 500	505, 000	591, 800
3 0	394, 800	454, 900	506, 700	592, 800
3 1	395, 400	456, 300	508, 500	593, 800
3 2	396, 100	457, 700	510, 200	594, 700
3 3	397, 000	459, 100	511, 700	595, 700
3 4	397, 600	460, 800	513, 000	596, 700
3 5	398, 200	462, 400	514, 300	597, 700
3 6	398, 800	464, 000	515, 600	598, 600
3 7	399, 400	465, 600	516, 600	599, 600
3 8	399, 900	466, 800	517, 900	600, 600
3 9	400, 400	468, 000	519, 200	601, 600
4 0	400, 900	469, 100	520, 500	602, 500
4 1	401, 400	470, 100	521, 500	603, 500
4 2	401, 800	471, 100	522, 300	604, 500
4 3	402, 200	472, 000	523, 100	605, 500
4 4	402, 600	472, 800	523, 900	606, 400

4 5	403,000	473,500	524,800	
4 6	403,400	474,200	525,600	
4 7	403,800	474,900	526,400	
4 8	404,200	475,500	527,100	
4 9	404,600	476,200	527,900	
5 0	405,000	476,900	528,700	
5 1	405,400	477,500	529,400	
5 2	405,800	478,100	530,300	
5 3	406,100	478,400	531,200	
5 4	406,300	479,000	532,000	
5 5	406,700	479,700	532,900	
5 6	407,300	480,400	533,800	
5 7	407,500	480,800	534,600	
5 8	407,900	481,400	535,500	
5 9	408,300	482,100	536,400	
6 0	408,600	482,800	537,100	
6 1	409,000	483,200	537,900	
6 2	409,500		538,800	
6 3	410,000		539,700	
6 4	410,500		540,600	
6 5	410,700		541,400	
6 6			542,300	
6 7			543,200	
6 8			544,100	
6 9			544,900	
7 0			545,800	
7 1			546,700	
7 2			547,600	
7 3			548,400	
7 4			548,900	
7 5			549,800	
7 6			550,600	

77			551,300	
78			552,200	
79			553,100	
80			554,000	
81			554,800	
82			555,700	
83			556,600	
84			557,500	
85			558,200	
86			559,100	
87			560,000	
88			560,900	
89			561,600	
90			562,500	
91			563,400	
92			564,300	
93			565,100	

備考 この表は、保健所に勤務する医師に適用する。

(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年茅ヶ崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「第14条まで、」を「第13条まで及び」に改め、「及び第30条」を削り、同条第2項中「、第27条第2項」の次に「、第30条第2項第1号」を加え、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同条例第30条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第10条第1項中「から第14条まで」を「、第13条」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において茅ヶ崎市職員給与条例別表第1及び別表第2に規定する給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

1 行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	2
17	13	9	9	5	1	2

18	14	10	10	6	2	3
19	15	11	11	7	3	3
20	16	12	12	8	4	4
21	17	13	13	9	5	4
22	18	14	14	10	6	5
23	19	15	15	11	7	5
24	20	16	16	12	8	6
25	21	17	17	13	9	6
26	22	18	18	14	10	7
27	23	19	19	15	11	7
28	24	20	20	16	12	8
29	25	21	21	17	13	8
30	26	22	22	18	14	
31	27	23	23	19	15	
32	28	24	24	20	16	
33	29	25	25	21	17	
34	30	26	26	22	18	
35	31	27	27	23	19	
36	32	28	28	24	20	
37	33	29	29	25	21	
38	34	30	30	26	22	
39	35	31	31	27	23	
40	36	32	32	28	24	
41	37	33	33	29	25	
42	38	34	34	30	26	
43	39	35	35	31	27	
44	40	36	36	32	28	
45	41	37	37	33	29	
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	

50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50	46	
63	59	55	55	51	47	
64	60	56	56	52	48	
65	61	57	57	53	49	
66	62	58	58	54	50	
67	63	59	59	55	51	
68	64	60	60	56	52	
69	65	61	61	57	53	
70	66	62	62	58	54	
71	67	63	63	59	55	
72	68	64	64	60	56	
73	69	65	65	61	57	
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		

82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		
89	85	81	81	77		
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86	86			
95	91	87	87			
96	92	88	88			
97	93	89	89			
98	94	90	90			
99	95	91	91			
100	96	92	92			
101	97	93	93			
102	98	94	94			
103	99	95	95			
104	100	96	96			
105	101	97	97			
106	102	98				
107	103	99				
108	104	100				
109	105	101				
110	106	102				
111	107	103				
112	108	104				
113	109	105				

114		106				
115		107				
116		108				
117		109				
118		110				
119		111				
120		112				
121		113				

2 行政職給料表(2) の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	1	1
7	1	3	1	1
8	1	4	1	1
9	1	5	1	1
10	1	6	2	2
11	1	7	3	3
12	1	8	4	4
13	1	9	5	5
14	1	10	6	6
15	1	11	7	7
16	1	12	8	8
17	1	13	9	9
18	2	14	10	10
19	3	15	11	11
20	4	16	12	12
21	5	17	13	13

22	6	18	14	14
23	7	19	15	15
24	8	20	16	16
25	9	21	17	17
26	10	22	18	18
27	11	23	19	19
28	12	24	20	20
29	13	25	21	21
30	14	26	22	22
31	15	27	23	23
32	16	28	24	24
33	17	29	25	25
34	18	30	26	26
35	19	31	27	27
36	20	32	28	28
37	21	33	29	29
38	22	34	30	30
39	23	35	31	31
40	24	36	32	32
41	25	37	33	33
42	26	38	34	34
43	27	39	35	35
44	28	40	36	36
45	29	41	37	37
46	30	42	38	38
47	31	43	39	39
48	32	44	40	40
49	33	45	41	41
50	34	46	42	42
51	35	47	43	43
52	36	48	44	44
53	37	49	45	45

54	38	50	46	46
55	39	51	47	47
56	40	52	48	48
57	41	53	49	49
58	42	54	50	50
59	43	55	51	51
60	44	56	52	52
61	45	57	53	53
62	46	58	54	54
63	47	59	55	55
64	48	60	56	56
65	49	61	57	57
66	50	62	58	58
67	51	63	59	59
68	52	64	60	60
69	53	65	61	61
70	54	66	62	62
71	55	67	63	63
72	56	68	64	64
73	57	69	65	65
74	58	70	66	66
75	59	71	67	67
76	60	72	68	68
77	61	73	69	69
78	62	74	70	70
79	63	75	71	71
80	64	76	72	72
81	65	77	73	73
82	66	78	74	74
83	67	79	75	75
84	68	80	76	76
85	69	81	77	77

86	70	82	78	78
87	71	83	79	79
88	72	84	80	80
89	73	85	81	81
90	74	86	82	82
91	75	87	83	83
92	76	88	84	84
93	77	89	85	85
94	78	90	86	86
95	79	91	87	87
96	80	92	88	88
97		93	89	89
98		94	90	90
99		95	91	91
100		96	92	92
101		97	93	93
102		98	94	
103		99	95	
104		100	96	
105		101	97	
106		102	98	
107		103	99	
108		104	100	
109		105	101	
110		106	102	
111		107	103	
112		108	104	
113		109	105	
114		110	106	
115		111	107	
116		112	108	
117		113	109	

118		114		
119		115		
120		116		
121		117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		

3 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1

18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	1
39	27	23	1
40	28	24	1
41	29	25	1
42	30	26	1
43	31	27	1
44	32	28	1
45	33	29	1
46	34	30	1
47	35	31	1
48	36	32	1
49	37	33	1

50	38	34	1
51	39	35	2
52	40	36	3
53	41	37	4
54	42	38	5
55	43	39	6
56	44	40	7
57	45	41	8
58	46	42	9
59	47	43	10
60	48	44	11
61	49	45	12
62	50	46	13
63	51	47	14
64	52	48	15
65	53	49	16
66	54	50	17
67	55	51	18
68	56	52	19
69	57	53	20
70	58	54	21
71	59	55	22
72	60	56	23
73	61	57	24
74		58	25
75		59	26
76		60	27
77		61	28
78		62	29
79		63	30
80		64	31
81		65	32

82		66	33
83		67	34
84		68	35
85		69	36
86		70	37
87		71	38
88		72	39
89		73	40
90		74	41
91		75	42
92		76	43
93		77	44
94		78	
95		79	
96		80	
97		81	
98		82	
99		83	
100		84	
101		85	
102		86	
103		87	
104		88	
105		89	
106		90	
107		91	
108		92	
109		93	

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

## 提案理由

本案は、国家公務員に準じて給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の改定並びに扶養手当、住居手当、管理職員特別勤務手当及び特定任期付職員業績手当の見直しを行うとともに、地域手当の支給割合を引き上げるため提案する。

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例（平成28年茅ヶ崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「自然現象又は」を「自然現象若しくは」に、「これらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの」を「通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（大規模な災害として市長が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）」を加え、同条第3項中「定める額とする」を「定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「第1項第1号」を「第1項各号」に、「次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれに定める」を「前項に定める額にその100分の50に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）を加算した」に改め、同号ア及びイを削り、同項第2号中「前項第2号」を「前項」に改め、同項第3号中「前項各号」を「前項」に改める。

第7条第1項第1号中「受けない者」を「受けない職員」に、「定める者」を「定める職員」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 保健所に勤務する職員又は消防職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第21条（同法第26条において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第47条の規定による移送に従事した場合

第7条第2項第1号中「前項第1号」の次に「又は第2号」を加え、同項第2号中「前項第2号」を「前項第3号」に改める。

第12条中「第7条第1項第2号」を「第7条第1項第3号」に改める。

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条に後段として次のように加える。

この場合において、同条例第7条第1項第1号中「医療職給料表の適用を受けない職員」とあるのは「医師以外の職員」と、同条例第8条第1項第1号中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医師である職員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、国家公務員との均衡を図るため災害応急作業等手当の支給額を改定するとともに、感染症発生時の業務体制の見直しに伴い感染症業務手当の支給対象者を改めるため提案する。

茅ヶ崎市職員旅費条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員旅費条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市職員旅費条例(平成20年茅ヶ崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、日当」を削り、同条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第14項までを1項ずつ繰り上げる。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第21条中「第17条第1項の日当定額の5日分及び」を削る。

第22条第1項第1号ア及びウ中「日当、」を削る。

第24条第2号中「で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額」を「には、その実費額」に改める。

第27条ただし書中「並びに」を「及び」に改め、「日当及び」を削る。

第31条の見出し中「日当、」を削り、同条第1項中「日当及び」を削り、「別表第2の定額による」を「14,000円とする」に改め、同条第2項中「別表第2の定額の10分の7に相当する額による」を「9,800円とする」に改め、同条第3項中「別表第2の定額による」を「5,000円とする」に改める。

第32条第1項及び第34条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第35条第2号ア中「日当及び」を削り、同号アただし書中「日当については30日分、宿泊料については」を削る。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年茅ヶ崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第2及び別表第3」を「、内国旅行の旅費については食卓料として1夜につき2,400円、外国旅行の旅費については別表第2」に改める。

別表第2を削る。

別表第3の1の表を次のように改める。

1 航空賃、宿泊料及び食卓料

旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による外国旅行に係る航空賃	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
最上級の直近下位の級の旅客運賃	15,000円	6,000円

別表第3を別表第2とする。

(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和33年茅ヶ崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条中「別表第1及び別表第2」を「、内国旅行の旅費については食卓料として1夜につき2,400円、外国旅行の旅費については別表」に改める。

別表第1を削る。

別表第2の1の表を次のように改める。

1 航空賃、宿泊料及び食卓料

旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による外国旅行に係る航空賃	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
最上級の直近下位の級の旅客運賃	15,000円	6,000円

別表第2を別表とする。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市職員旅費条例、第2条の規定による改正後の茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び第3条の規定による改正後の茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、社会情勢の変化を踏まえ、旅費の種目のうち日当を支給しないこととするため提案する。

茅ヶ崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員退職手当条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第24条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第8項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市職員退職手当条例第24条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した茅ヶ崎市職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、雇用保険法の改正を踏まえ、失業者の退職手当の支給期間に係る特例を適用することができる者の範囲を拡大する等のため提案する。

## 茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例（平成12年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の20の項から23の項までを次のように改める。

<p>20 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する通知に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 15,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 28,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 43,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 48,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 55,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 66,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 93,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 160,000円</p> <p>(9) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 280,000円</p>	<p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p>
---	--	----------------------------------

	<p>(10) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の建築物 370,000円</p> <p>(11) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の建築物 460,000円</p> <p>(12) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 900,000円</p>	
<p>21 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物（同法第7条の3第5項又は第7条の4第3項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を除く。）に関する完了検査又は同法第18条第21項の規定に基づく建築物（同条第30項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を除く。）に関する完了検査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項若しくは第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない要確認特定建築行為又は同法第12条第2項若しくは第3項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない要通知特定建築行為に係る建築物をいう。以下この項及び22の項において同じ。）以外の建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 24,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 39,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 44,000円</p>	<p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p>

	<p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え 500平方メートル以内の建築物 53,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内の建築物 58,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 78,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 120,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 190,000円</p> <p>コ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の建築物 240,000円</p> <p>サ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の建築物 300,000円</p> <p>シ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 610,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物 (1) に定める金額に、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 14,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる完了検査に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>(ア) 住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基</p>	
--	--	--

経済産業省  
準等を定める省令（平成28年国土交通省

令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅部分。以下この項において同じ。

）の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をいう。以下この項において同じ。）の合計が300平方メートル未満の場合 21,000円

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 35,000円

c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 67,000円

d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 100,000円

(イ) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）

（工場等（同省令第10条第1号に規定する工場等をいう。145の項、148の項、153の項から155の項まで及び158の項において同じ。）の用途に供する部分を除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 非住宅部分（増築又は改築をする場

	<p>合にあつては、当該増築又は改築をする非住宅部分。以下この項において同じ。)の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 19,000円</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 26,000円</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 38,000円</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 140,000円</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 180,000円</p> <p>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 220,000円</p>	
<p>22 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物(同法第7条の3第5項又は第7条の4第3項の中間検査合格証の交付を受けた建築物に限る。)に関する完了検査又は同法第18条第21項の規定に基づく建築物(同条第30項の中間検査合格証の交付を受けた建築物に限る。)に関する完了検査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物以外の建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 23,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 29,000円</p>	<p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p>

	<p>0円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え 200平方メートル以内の建築物 38,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え 300平方メートル以内の建築物 42,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え 500平方メートル以内の建築物 49,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内の建築物 55,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内の建築物 75,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の建築物 110,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の建築物 180,000円</p> <p>コ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え 30,000平方メートル以内の建築物 230,000円</p> <p>サ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内の建築物 290,000円</p> <p>シ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 600,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物 (1) に定める金額に、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算</p>	
--	--	--

	<p>して得た金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 14,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる完了検査に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>(ア) 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住宅部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅部分。以下この項において同じ。）の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第3条に規定する床面積をいう。以下この項において同じ。）の合計が300平方メートル未満の場合 21,000円</p> <p>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 35,000円</p> <p>c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 67,000円</p> <p>d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 100,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 非住宅部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする非住宅部分。以下この項において同じ。）の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 19,000円</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300</p>	
--	--	--

	<p>平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 26,000円</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 38,000円</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 140,000円</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 180,000円</p> <p>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 220,000円</p>	
<p>23 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査又は同法第18条第29項の規定に基づく建築物に関する中間検査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 24,000円</p> <p>(2) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 28,000円</p> <p>(3) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 37,000円</p> <p>(4) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 42,000円</p> <p>(5) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が300</p>	

	<p>平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 50,000円</p> <p>(6) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 52,000円</p> <p>(7) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 70,000円</p> <p>(8) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 100,000円</p> <p>(9) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 160,000円</p> <p>(10) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の建築物 210,000円</p> <p>(11) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の建築物 260,000円</p> <p>(12) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 530,000円</p>	
--	--	--

別表第1の135の項を次のように改める。

<p>135 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合の通知の申出があった場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 15,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 28,000円</p>	<p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p>
---	---	----------------------------------

<p>る法律第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>0円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 43,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 48,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 55,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 66,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 93,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 160,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 280,000円</p> <p>コ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の建築物 370,000円</p> <p>サ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の建築物 460,000円</p> <p>シ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 900,000円</p> <p>(2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 (1) に定める金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金</p>	
---	---	--

	<p>額を加算して得た金額</p> <p>ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） 昇降機1基につき17,000円 （小荷物専用昇降機にあつては、8,000円）</p> <p>イ 建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の設置の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき10,000円（小荷物専用昇降機にあつては、5,000円）</p>	
--	--	--

別表第1の138の項を次のように改める。

<p>138 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 136の項、137の項、140の項又は141の項に定める金額に、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 15,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 28,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 43,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 48,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 55,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え</p>	<p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p>
--	---	----------------------------------

	<p>1,000平方メートル以内の建築物 66,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 93,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 160,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 280,000円</p> <p>コ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の建築物 370,000円</p> <p>サ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の建築物 460,000円</p> <p>シ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 900,000円</p> <p>(2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 (1) に定める金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額</p> <p>ア 昇降機を設置する場合 (イに掲げる場合を除く。) 昇降機1基につき17,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、8,000円)</p> <p>イ 建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の設置の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき10,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、5,000円)</p>	
--	---	--

別表第1の145の項から149の項までを次のように改める。

<p>145 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（146の項、148の項、149の項、155の項、156の項、158の項及び159の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 25,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 28,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅（(1)又は(2)に該当するものを除く。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円</p> <p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ</p>
---	--

	<p>(2) に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 57,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 160,000円</p> <p>イ 住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 51,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 86,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 150,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 220,000円</p> <p>ウ 住宅部分 (ア又はイに該当するものを除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メ</p>	
--	---	--

	<p>ートル未満の場合 69,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 120,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 200,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 280,000円</p> <p>エ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)）又は建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件（令  経済産業省  和4年国土交通省告示第1号。148の項及  環境省  び152の項から154の項までにおいて「改正告示」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び施行日以後認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準（令和4年国土交通省告示第1107号。148の項、152の項から155の項まで及び158の項において「増改築部分告示」という。）第1第1項第2号に適合するものとして申請されたも</p>	
--	---	--

	<p>のに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 87,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 110,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 150,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 240,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 310,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 370,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 440,000円</p> <p>オ 非住宅部分 (エに該当するものを除く。)</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 230,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 290,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 370,000円</p>	
--	--	--

	<p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 530,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 650,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 770,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 870,000円</p>	
<p>146 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 4,700円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,400円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 20,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 45,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 81,000円</p> <p>イ 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方</p>	

	<p>メートル未満の場合 9,400円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 16,000円</p> <p>(ロ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円</p> <p>(ハ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 80,000円</p> <p>(ニ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 130,000円</p> <p>(ホ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 160,000円</p> <p>(ヘ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 200,000円</p>	
<p>147 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定又は同法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 145の項、146の項、148の項又は149の項に定める金額に、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 15,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 28,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 43,0</p>	<p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p>

	<p>00円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え 300平方メートル以内の建築物 48,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え 500平方メートル以内の建築物 55,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内の建築物 66,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内の建築物 93,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の建築物 160,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の建築物 280,000円</p> <p>コ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え 30,000平方メートル以内の建築物 370,000円</p> <p>サ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内の建築物 460,000円</p> <p>シ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 900,000円</p> <p>(2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分 が含まれる場合 (1) に定める金額に、次に掲げる 場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を 加算して得た金額</p> <p>ア 昇降機を設置する場合 (イに掲げる場合を除く。) 昇降機1基につき17,000円</p>	
--	---	--

	<p>(小荷物専用昇降機にあつては、8,000円)</p> <p>イ 建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の設置の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき10,000円(小荷物専用昇降機にあつては、5,000円)</p>	
<p>148 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(変更部分について同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 12,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 14,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅((1)又は(2)に該当するものを除く。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p>	

	<p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の 一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。以下この項及び155の項において同じ。）の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項及び149の項において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 16,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 28,500円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 50,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 80,000円</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 25,500円</p>	
--	---	--

	<p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 43,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 110,000円</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた住宅部分（ア又はイに該当するものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 34,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 60,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 140,000円</p> <p>エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)）又は改正告示附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び増改築部分告示第1第1項第2号に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方</p>	
--	--	--

	<p>メートル未満の場合 43,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 55,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 120,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 155,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 220,000円</p> <p>オ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（エに該当するものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 115,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 145,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 265,000円</p>	
--	--	--

	<p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 325,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 385,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 435,000円</p> <p>カ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 145の項(4)に定める金額(この場合において、同項(4)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。)</p>	
<p>149 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(変更部分について同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 2,350円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 4,700円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 10,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 22,500円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 40,500円</p>	

	<p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 4,700円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 8,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 13,500円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 40,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 65,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 80,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 100,000円</p> <p>ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 146の項(2)に定める金額(この場合において、同項(2)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。)</p>	
--	--	--

別表第1の152の項から161の項までを次のように改める。

<p>152 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2))</p>	
--	--	--

<p>判定</p>	<p>及びロ(2)に適合するものとして計画されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして計画されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 25,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 28,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅((1)又は(2)に該当するものを除く。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円</p> <p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる提出又は通知に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして計画されたものに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メ</p>	
-----------	--	--

	<p>メートル未満の場合 33,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 57,000円</p> <p>(ロ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,000円</p> <p>(ハ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 160,000円</p> <p>イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして計画されたものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 51,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 86,000円</p> <p>(ロ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 150,000円</p> <p>(ハ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 220,000円</p> <p>ウ 住宅部分（ア及びイに該当するものを除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 69,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 120,000円</p>	
--	--	--

	<p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 200,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 280,000円</p> <p>エ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ又は改正告示附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び増改築部分告示第1第1項第2号に適合するものとして計画されたものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 87,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 110,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 150,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 240,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 310,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 370,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 440,000円</p>	
--	---	--

	<p>0円</p> <p>オ 非住宅部分（エ、カ又はキに該当するものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 230,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 290,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 370,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 530,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 650,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 770,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 870,000円</p> <p>0円</p> <p>カ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして計画された工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 19,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方</p>	
--	--	--

	<p>メートル以上1,000平方メートル未満の場合 26,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 38,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 140,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 180,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 220,000円</p> <p>キ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合するもの以外のものとして計画された工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 23,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 31,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 43,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル</p>	
--	---	--

	<p>未満の場合 100,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 150,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 190,000円</p> <p>(k) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 230,000円</p>	
<p>153 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして計画されたものに限る。） 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして計画されたものに限る。） 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 12,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 14,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅（(1)又は(2)に該当するものを除く。） 次に掲げる一戸建ての住宅の区</p>	

	<p>分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる提出又は通知に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして計画されたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 16,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 28,500円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 50,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 80,000円</p> <p>イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして計画されたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 25,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の</p>	
--	---	--

	<p>場合 43,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 110,000円</p> <p>ウ 住宅部分（ア又はイに該当するものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 34,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 60,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 140,000円</p> <p>エ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあつては、同号ロ又は改正告示附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び増改築部分告示第1第1項第2号に適合するものとして計画されたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 43,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満</p>	
--	---	--

	<p>の場合 55,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 120,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 155,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 220,000円</p> <p>オ 非住宅部分（エ、カ又はキに該当するものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 115,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 145,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 265,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 325,000円</p>	
--	--	--

	<p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 385,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 435,000円</p> <p>カ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして計画された工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 13,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 19,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 47,500円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 70,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 90,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 110,000円</p> <p>キ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基</p>	
--	---	--

	<p>準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合するもの以外のものとして計画された工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 15,500円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,500円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 50,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 95,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 115,000円</p>	
<p>154 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第2項に規定する軽微な変更に応じ、該当する旨の証明の申請に対する審査又は同法第12条第2項の規定に</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請され、又は求められたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	

<p>より建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第3項に規定する軽微な変更該当する旨の証明の求めに対する審査</p>	<p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請され、又は求められたものに限る。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 12,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 14,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅（(1)又は(2)に該当するものを除く。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申請又は求めに係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請され、又は求められたものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 16,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の</p>	
--	---	--

	<p>場合 28,500円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 50,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 80,000円</p> <p>イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請され、又は求められたものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 25,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 43,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 110,000円</p> <p>ウ 住宅部分（ア又はイに該当するものを除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 34,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 60,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,000円</p>	
--	---	--

	<p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 140,000円</p> <p>エ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ又は改正告示附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び増改築部分告示第1第1項第2号に適合するものとして申請され、又は求められたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 43,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 55,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 120,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 155,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 220,000円</p> <p>オ 非住宅部分（エ、カ又はキに該当するもの</p>	
--	---	--

	<p>を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 115,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 145,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 265,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 325,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 385,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 435,000円</p> <p>カ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして申請され、又は求められた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満</p>	
--	--	--

	<p>の場合 13,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 19,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 47,500円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 70,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 90,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 110,000円</p> <p>キ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合するもの以外のものとして申請され、又は求められた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。）</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 15,500円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,500円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル</p>	
--	--	--

	<p>未満の場合 50,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 95,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 115,000円</p>	
<p>155 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この項、156の項、158の項及び159の項において「住宅性能評価書」という。）が交付された住宅に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)（同省令附則第3条第2項の規定が適用される場合にあつては、同号ロ(2)）に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 25,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 28,000円</p>	

	<p>(3) 一戸建ての住宅 ((1) 又は(2) に該当するものを除く。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円</p> <p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分 (共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項、156の項、158の項及び159の項において同じ。) (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2) 及びロ(2) (同省令附則第3条第2項の規定が適用される場合にあつては、同号ロ(2) ) に適合するものとして申請されたものに限る。)</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 57,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 160,000円</p> <p>イ 住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1) 及びロ(2) 又は同号イ(2) 及びロ(1) に適合するも</p>	
--	--	--

	<p>のとして申請された建築物に係るものに限る。  。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 51,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 86,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 150,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 220,000円</p> <p>ウ 住宅部分 (ア又はイに該当するものを除く。  。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 69,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 120,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 200,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 280,000円</p> <p>エ 非住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) (非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同省令附則第2条第2項の規定が適用される場合にあつては、同号ロ(2) ) 又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令 (令和4年</p>	
--	--	--

	<p>経済産業省 国土交通省令第1号。158の項において「改正省令」という。) 附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び増改築部分告示第1第1項第2号に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 87,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 110,000円</p> <p>(ロ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 150,000円</p> <p>(ハ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 240,000円</p> <p>(ニ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 310,000円</p> <p>(ホ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 370,000円</p> <p>(ヘ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 440,000円</p> <p>オ 非住宅部分 (エに該当するものを除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方</p>	
--	--	--

	<p>メートル未満の場合 230,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 290,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 370,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 530,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 650,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 770,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 870,000円</p> <p>(5) 2以上の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。156の項、158の項及び159の項において同じ。）</p> <p>当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物 (1)、(2) 又は(3) に定める金額</p> <p>イ 他の建築物 (ウに掲げるものを除く。)</p> <p>(1)、(2) 又は(3) に定める金額</p> <p>ウ 他の建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あ</p>	
--	---	--

	<p>らかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。) 156の項(1)、(2)又は(3)に定める金額</p>	
<p>156 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 4,700円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,400円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 20,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 45,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 81,000円</p> <p>イ 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,400円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 16,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円</p>	

	<p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 80,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 130,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 160,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 200,000円</p> <p>(3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物 (1) 又は(2) に定める金額</p> <p>イ 他の建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。) 155の項(1)、(2) 又は(3) に定める金額</p> <p>ウ 他の建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。) (1) 又は(2) に定める金額</p>	
157 建築物のエネルギー消費性能	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定め	床面積の合

<p>の向上等に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は同法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>る金額</p> <p>(1) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 155の項、156の項、158の項又は159の項に定める金額に、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 15,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 28,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 43,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 48,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 55,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 66,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 93,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 160,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 280,000円</p> <p>コ 床面積の合計が10,000平方メートル</p>	<p>計は、規則で定めるところにより計算する。</p>
---	--	-----------------------------

	<p>を越え30,000平方メートル以内の建築物 370,000円</p> <p>サ 床面積の合計が30,000平方メートルを越え50,000平方メートル以内の建築物 460,000円</p> <p>シ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 900,000円</p> <p>(2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 (1) に定める金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額</p> <p>ア 昇降機を設置する場合 (イに掲げる場合を除く。) 昇降機1基につき17,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、8,000円)</p> <p>イ 建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の設置の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき10,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、5,000円)</p>	
<p>158 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更 (変更部分について同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。) の認定の申請に対する審査 (同法第31条第2項において準用する同法第30条</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2) (同省令附則第3条第2項の規定が適用される場合にあつては、同号ロ(2)) に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円</p>	

<p>第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p>	<p>(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 12,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 14,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅（(1)又は(2)に該当するものを除く。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)（同省令附則第3条第2項の規定が適用される場合にあつては、同号ロ(2)）に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 16,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 28,500円</p>	
--	---	--

	<p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 50,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 80,000円</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 25,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 43,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 110,000円</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 34,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 60,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平</p>	
--	---	--

	<p>方メートル以上の場合 140,000円</p> <p>エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同省令附則第2条第2項の規定が適用される場合にあつては、同号ロ(2)）又は改正省令附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び増改築部分告示第1第1項第2号に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 43,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 55,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 120,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 155,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 220,000円</p>	
--	---	--

	<p>オ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（エに該当するものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 115,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 145,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 265,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 325,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 385,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 435,000円</p> <p>カ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 155の項(3)に定める金額（この場合において、同項(3)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。）</p> <p>(5) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (1)、(2) 又</p>	
--	--	--

	<p>は(3) に定める金額</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。） (1)、(2) 又は(3) に定める金額</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。） 159の項(1) 又は(2) に定める金額</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。） 155の項(1)、(2) 又は(3) に定める金額</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。） 156の項(1) 又は(2) に定める金額</p>	
<p>159 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 2,350円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申</p>	

<p>について同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p>	<p>請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた建築物の住宅部分次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 4,700円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 10,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 22,500円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 40,500円</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた建築物の非住宅部分次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 4,700円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 8,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 13,500円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 40,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 65,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,00</p>	
--	--	--

	<p>0平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 80,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 100,000円</p> <p>ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 156の項(2)に定める金額(この場合において、同項(2)中「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。)</p> <p>(3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの(1)又は(2)に定める金額</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。) 158の項(1)、(2)又は(3)に定める金額</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。) (1)又は(2)に定める金額</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合してい</p>	
--	---	--

	<p>ることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。) 155の項(1)、(2)又は(3)に定める金額</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。) 156の項(1)又は(2)に定める金額</p>	
160 削除		
161 削除		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の20の項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査について適用し、施行日前にされたこれらの規定に基づく申請又は通知に対する審査については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の21の項から23の項までの規定は、施行日以後にされた建築基準法第7条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)若しくは第7条の3第1項の規定による申請又は同法第18条第20項の規定による通知に対する検査について適用し、施行日前にされたこれらの規定に基づく申請又は通知に対する検査については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1の135の項の規定は、施行日以後にされた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申請に対する審査につい

て適用し、施行日前にされた同項の規定に基づく申請に対する審査については、なお従前の例による。

- 5 改正後の別表第1の138の項の規定は、施行日以後にされた長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく申請に対する審査について適用し、施行日前にされたこれらの規定に基づく申請に対する審査については、なお従前の例による。
- 6 改正後の別表第1の145の項から149の項までの規定は、施行日以後にされた都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項及び第55条第1項の規定に基づく申請に対する審査について適用し、施行日前にされたこれらの申請に対する審査については、なお従前の例による。
- 7 改正後の別表第1の152の項及び153の項の規定は、施行日以後にされた脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第2条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「新建築物省エネ法」という。）第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は新建築物省エネ法第12条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定（新建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。）について適用し、施行日前にされた脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「旧建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は旧建築物省エネ法第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定（旧建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。）については、なお従前の例による。
- 8 改正後の別表第1の154の項の規定は、施行日以後にされた新建築物省エネ法第11条第1項若しくは旧建築物省エネ法第12条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が新建築物省エネ法第11条第2項に規定する軽微な変更該当する旨の証明の申請又は新建築物省エネ法第12条第2項若しくは旧建築物省エネ法第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が新建築物

省エネ法第12条第3項に規定する軽微な変更該当する旨の証明の求めに対する審査について適用し、施行日前にされた旧建築物省エネ法第12条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第2項に規定する軽微な変更該当する旨の証明の申請又は旧建築物省エネ法第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第3項に規定する軽微な変更該当する旨の証明の求めに対する審査については、なお従前の例による。

- 9 改正後の別表第1の155の項から159の項までの規定は、施行日以後にされた新建築物省エネ法第29条第1項及び第31条第1項の規定に基づく申請に対する審査について適用し、施行日前にされた旧建築物省エネ法第34条第1項及び第36条第1項の規定に基づく申請に対する審査については、なお従前の例による。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

#### 提案理由

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正による建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物の範囲の拡大及び建築基準法の改正による建築確認等の審査項目の増加を踏まえ、建築物の建築等に係る審査の手数料の額を改めるため提案する。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年茅ヶ崎市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「をいう。)」を「をいう。第42条第3項において同じ。)」に、「小規模保育事業B型(同条)」を「小規模保育事業B型(同条例第28条)」に、「小規模保育事業C型(同条)」を「小規模保育事業C型(同条例第28条)」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「、次項及び第4項から第7項まで」を加え、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。第4項及び第5項において同じ」を加え、同項第3号中「に限る」の次に「。第6項第1号において同じ」を加え、同条中第5項を第11項とし、第4項を第10項とし、第3項を第9項とし、同条第2項中「あつては」の次に「、第1項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第8項とし、第1項の次に次の6項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
- ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20

人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

(茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年茅ヶ崎市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第7条中「第3号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同条第2号中「をいう」の次に「。第4項及び第5項において同じ」を加え、同条第3号中「に限る」の次に「。第6項第1号において同じ」を加え、「当該利用乳幼児の」を「当該利用乳幼児に係る」に改め、同条に次の6項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著し

く困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定

による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第46条第1項中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附則第3項中「第7条」を「第7条第1項」に、「10年」を「15年」に改める

。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

#### 提案理由

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、特定地域型保育事業者及び家庭的保育事業者等による連携施設の確保に係る要件を緩和する等のため提案する。

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市介護保険条例（平成12年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条から第15条までを2条ずつ繰り上げる。

第16条の前の見出しを削り、同条を第14条とし、同条の前に見出しとして「(過料)」を付し、第17条を第15条とし、第18条を第16条とする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第6条第1項第1号及び第2号に掲げる事業を利用した者に係る利用料については、なお従前の例による。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地域支援事業に係る利用料について、事業内容に鑑み、実費徴収として取り扱うこととするため提案する。

茅ヶ崎市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 27 年茅ヶ崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「員数」の次に「（茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次号において同じ。）」を加え、同条第 2 号中「前号の」を「第 1 号の」に改め、同号の表中「前号ア」を「第 1 号ア」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 前号の規定にかかわらず、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同号アからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同号アからウまでに掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、介護保険法施行規則の改正を踏まえ、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を緩和するため提案する。

茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市建築基準条例（平成 22 年茅ヶ崎市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「ないもの」を「あるもの又は特定主要構造部（法第 2 条第 9 号の 2 イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）が耐火構造であるもの以外のもの」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定の適用上一の建築物であっても建築物が火熱遮断壁等（政令第 109 条の 8 に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。）で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 25 条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項又は第 2 項の規定の適用上一の建築物であっても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 27 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定の適用上一の建築物であっても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 29 条第 1 項中「ものは、」の次に「主要構造部を」を、「準耐火構造」の次に「とし、又は特定主要構造部を耐火構造」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定の適用上一の建築物であっても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 38 条第 2 項各号列記以外の部分、第 39 条第 1 項、第 41 条第 5 項及び第 42 条第 2 項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第 47 条に次の 1 項を加える。

5 前項の規定の適用上一の建築物であっても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第51条第1項中「とし」の次に「、特定主要構造部を耐火構造とし」を加え、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定の適用上の建築物であっても建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第58条第1項中「主要構造部が政令第108条の3第1項第1号」を「特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号」に、「第19条」を「第19条第1項」に、「で主要構造部」を「で特定主要構造部」に改め、同条第2項中「主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部）」を「特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物（当該建築物の特定主要構造部）」に、「主要構造部が政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部）」を「特定主要構造部が同項第2号に該当する建築物（当該建築物の特定主要構造部）」に、「で主要構造部」を「で特定主要構造部」に改める。

第64条第4項中「又は第17条」を「、第17条、第20条、第28条第1項又は第42条第4項第1号」に改め、同項を同条第12項とし、同項の前に次の3項を加える。

9 法第3条第2項の規定により、第17条、第21条又は第34条の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないものについては、これらの規定は、適用しない。

10 法第3条第2項の規定により、第53条の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替については、同条の規定は、適用しない。

11 法第3条第2項の規定により、第19条第1項、第25条第1項若しくは第2項、第27条第1項、第29条第1項又は第47条第3項の規定の適用を受けない建築物であって、当該建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対して、これらの規定は、適用しない。

第64条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、同項の前に次の4項を加える。

3 法第3条第2項の規定により、第17条、第21条、第28条第2項、第33条、第34条、第39条、第40条、第42条第4項第3号、第45条、第47条第1項若し

くは第2項又は第50条の規定の適用を受けない建築物に係る増築（居室の部分に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）又は改築で増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル。次項及び第5項において同じ。）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものについては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。

- 4 法第3条第2項の規定により、第22条、第24条、第35条第2項、第36条第1項第4号又は第41条第1項、第2項若しくは第4項の規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築で増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものについては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。
- 5 法第3条第2項の規定により、第53条の規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築で増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものについては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、同条の規定は、適用しない。
- 6 法第3条第2項の規定により、第19条第1項、第25条第1項若しくは第2項、第27条第1項、第29条第1項又は第47条第3項の規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築のうち、増築又は改築に係る部分がこれらの規定に適合するものであって、かつ、火熱遮断壁等で区画されるものである場合においては、これらの規定は、適用しない。

第64条中第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

この条において「基準時」とは、法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この項及び第8項において同じ。）の規定により第17条、第21条、第22条、第24条、第28条第2項、第33条、第34条、第35条第2項、第36条第1項第4号、第39条、第40条、第41条第1項、第2項若しくは第4項、第42条第4項第3号、第45条、第47条第1項若しくは第2項、第50条又は第53条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きこれらの規定（それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

第67条第1項中「第19条」を「第19条第1項」に、「第24条から第30条まで」を「第24条、第25条第1項から第4項まで、第26条、第27条第1項、第28条、第29条第1項若しくは第2項、第30条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、建築基準法の改正により建築物の防火に関する規制が緩和されたことを踏まえ、共同住宅の設置等に係る防火上の制限及び既存建築物に対する制限を緩和するため提案する。

茅ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年茅ヶ崎市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 21 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正を踏まえ、非常勤消防団員として 35 年以上勤務して退職した者に支給する退職報償金の額を増額するため提案する。

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和 4 年茅ヶ崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 26 条第 4 項」を「第 25 条第 4 項」に、「第 26 条第 2 項」を「第 25 条第 2 項」に、「第 27 条」を「第 26 条」に改め、同条第 3 項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第 6 条第 2 項中「前項の「扶養親族」とは」を「扶養手当の支給については」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第 1 号を削り、同項中第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 重度心身障害者

第 6 条第 2 項第 6 号を削る。

第 8 条中「次の各号のいずれかに該当する職員」を「自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（市が設置する公舎に入居している職員その他病院事業管理者が定める職員を除く。）」に改め、同条各号を削る。

第 12 条中「第 20 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改める。

第 15 条第 1 項中「第 26 条第 1 項」を「第 25 条第 1 項」に、「第 18 条及び第 26 条第 3 項」を「第 25 条第 3 項」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 18 条を削り、第 19 条を第 18 条とする。

第 20 条第 2 項中「（配偶者）の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条を第 19 条とし、第 21 条から第 25 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 26 条第 3 項中「、第 11 条から第 13 条まで及び第 17 条」を「及び第 11 条から第 13 条まで」に改め、同条を第 25 条とし、第 27 条を第 26 条とし、第 28 条を第 27 条とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、市の職員に準じて、扶養手当、管理職員特別勤務手当及び特定任期付職員業績手当の見直しを行うため提案する。

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和 4 年茅ヶ崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「若しくは介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「若しくは子育て部分休暇（当該職員がその小学校就学の始期から 7 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため 1 日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例及び茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年茅ヶ崎市条例第 号）の規定により改正される茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の規定によってまず改正され、次いでこの条例の規定によって改正されるものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、市の職員に準じて設ける子育て部分休暇を無給の休暇とするため提案する。

茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成23年茅ヶ崎市条例第16号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項又は第11条第1項の規定による許可を受けて行われている埋立て等（旧条例第2条第2号に規定する埋立て等をいう。以下同じ。）に係る旧条例第10条から第21条までの規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした旧条例第17条の規定による命令に係る旧条例第18条から第20条までの規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 前2項の規定によりなお従前の例によることとされる埋立て等又は命令に係る土地の区域（以下「埋立て等区域」という。）の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可がされたときは、当該許可がされた日以後、当該埋立て等区域のうち、当該許可に係る土地の区域については、前2項の規定は、適用しない。
- 5 附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる埋立て等区域の全部又は一部を含む土地の区域において法第20条第2項から第4項まで若しくは第23条第1項若しくは第2項の規定による命令又は法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、当該埋立て等区域のうち、当該命令又は災害防止措置に係る土地の区域については、附則第2項及び第3項の規定は、適用しない。
- 6 施行日前にした行為及び附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前

の例による。

- 7 前項の規定によりなお従前の例により罰則を適用する場合において、その行為をした日が令和7年6月1日以後であるときは、旧条例第23条及び第24条中「懲役」とあるのは、「拘禁刑」と読み替えてこれらの規定を適用する。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

#### 提案理由

本案は、本市の区域の全域が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による宅地造成等工事規制区域に指定され、本市の区域において埋立て等を行う者は、同法の許可を受けなければならなくなることから、茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止するため提案する。

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので同意されたい。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 (略)  
氏 名 大 八 木 浩 一  
生年月日 (略)

提案理由

本案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

大 八 木 浩 一  
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

地 方 税 法 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

(第2項省略)

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(第4項及び第5項省略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第7項から第9項まで省略)

動産の取得について

次のとおり動産を取得する。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 動産の名称 令和7年度中学校教科書改訂に伴う教科書及び指導者用指導書等
- 2 契約方法 随意契約
- 3 契約金額 21,081,257円
- 4 納入期限 令和7年3月31日
- 5 契約の相手方 神奈川県茅ヶ崎市共恵1-11-3  
有限会社長谷川書店  
代表取締役 長谷川 稔

提案理由

本案は、令和7年度中学校教科書改訂に伴う指導者用指導書及び指導用教材の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案する。

## 市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和7年2月21日提出

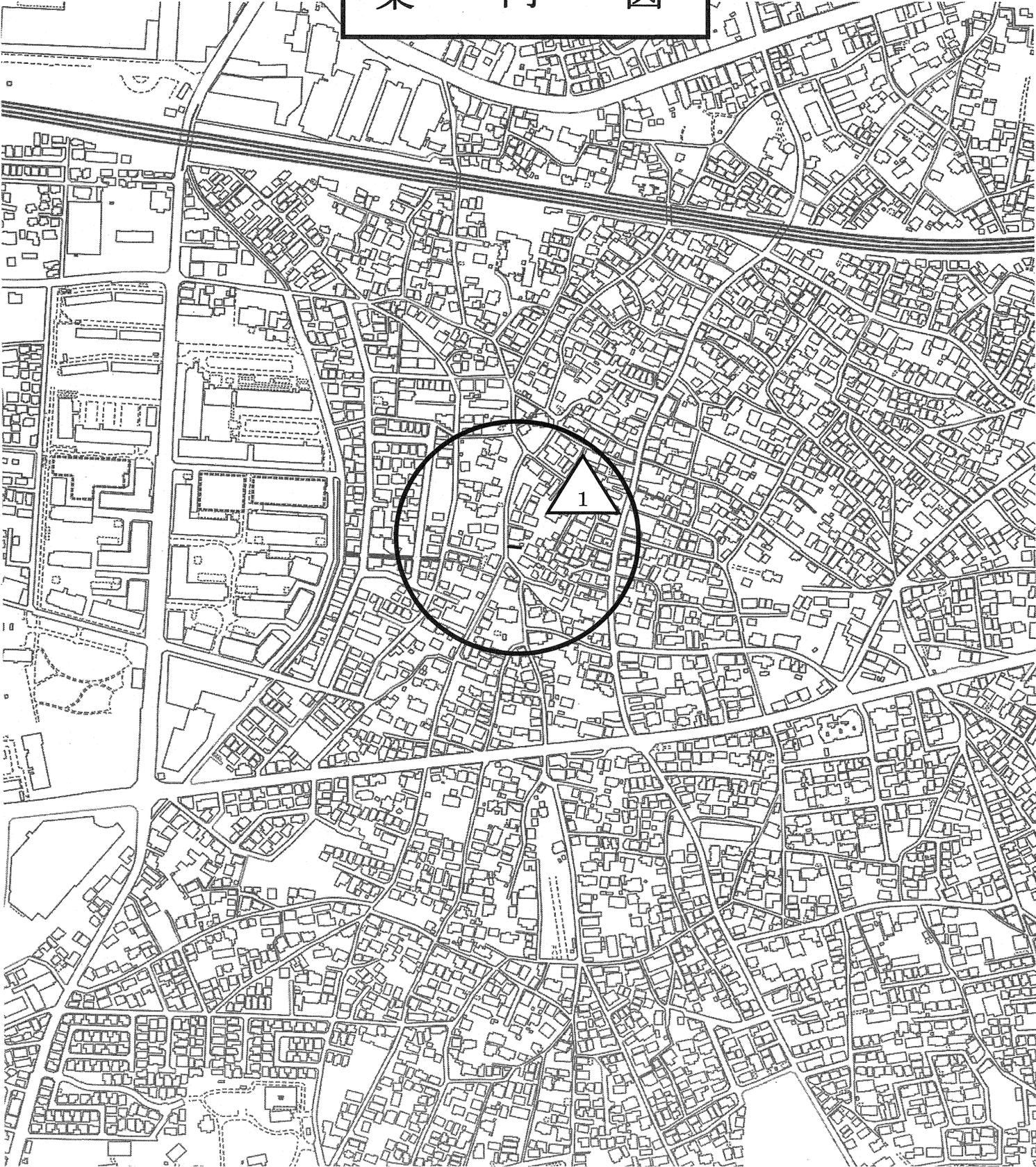
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
 1	2326号線	南湖二丁目 4363番口地先	南湖二丁目 4365番地先	m 12.53	m 1.82

## 提案理由

本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案内図





## 市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和7年2月21日提出

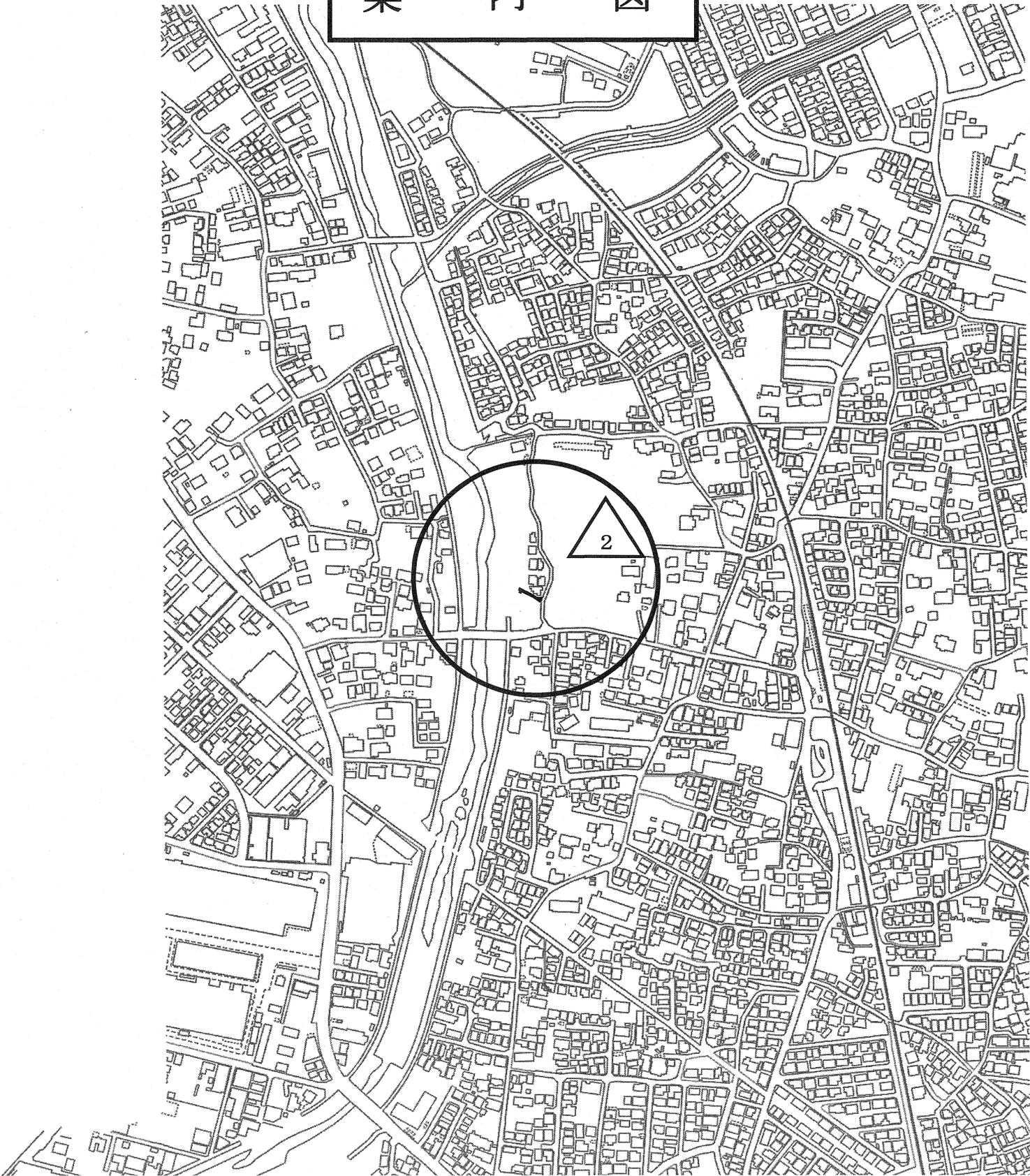
茅ヶ崎市長 佐藤 光

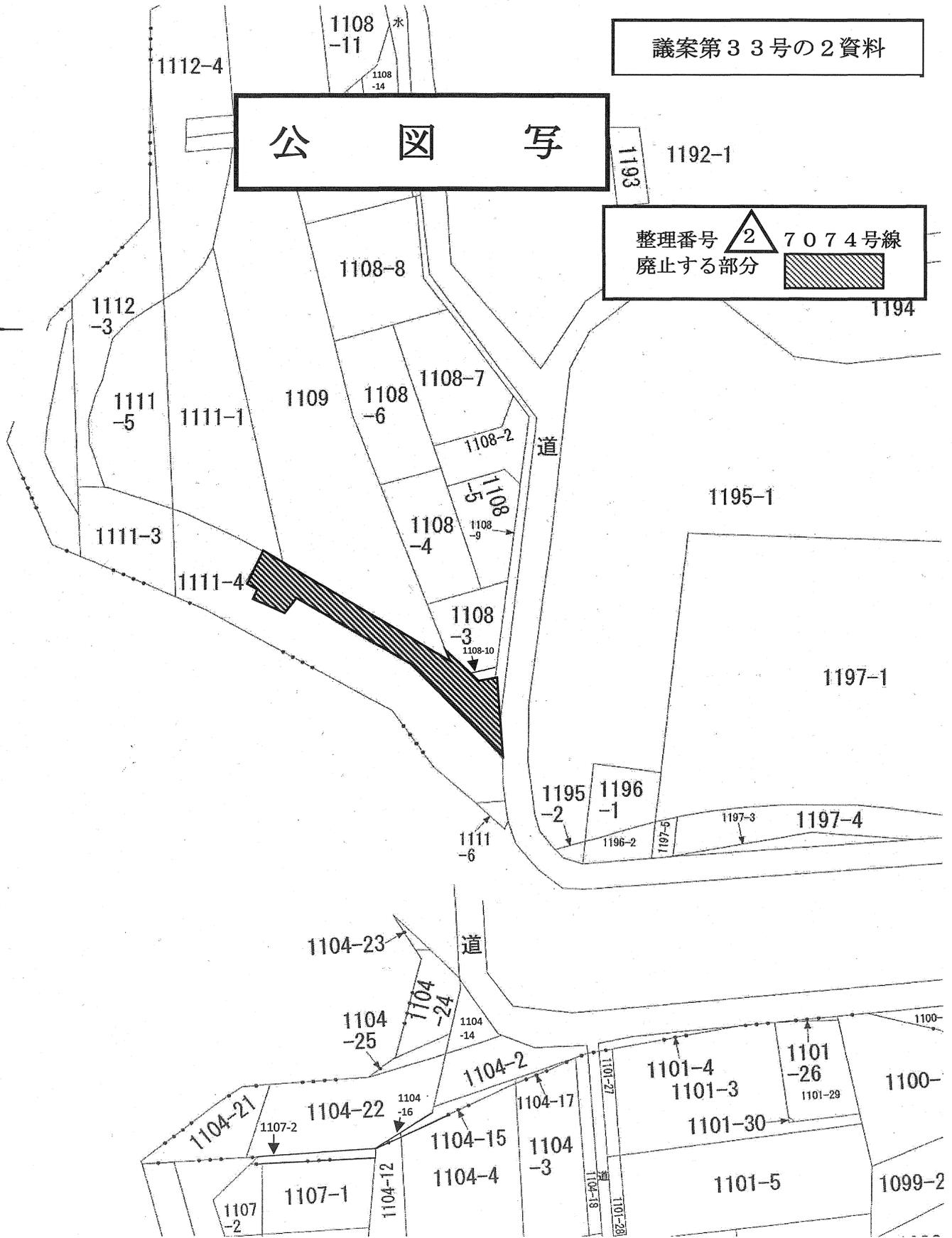
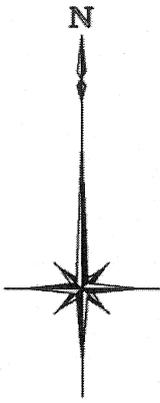
整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	7074号線	香 川 字 中 通 1 1 0 8 番 2 地 先	香 川 字 中 通 1 1 1 1 番 2 地 先	m 33.22	2.70 m ~ 4.75

## 提案理由

本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案内図





議案第33号の2資料

公 図 写

1193

1192-1

整理番号 2 7074号線  
廃止する部分

1194

道

1111-6

道

1196-1

1195-2

1195-1

1197-1

1197-4

1197-3

1197-5

1104-23

1104-25

1104-24

1104-2

1104-17

1104-15

1104-4

1104-3

1107-2

1107-1

1104-22

1104-12

1101-4

1101-3

1101-26

1101-29

1101-30

1101-5

1100-

1099-2

## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和7年2月21日提出

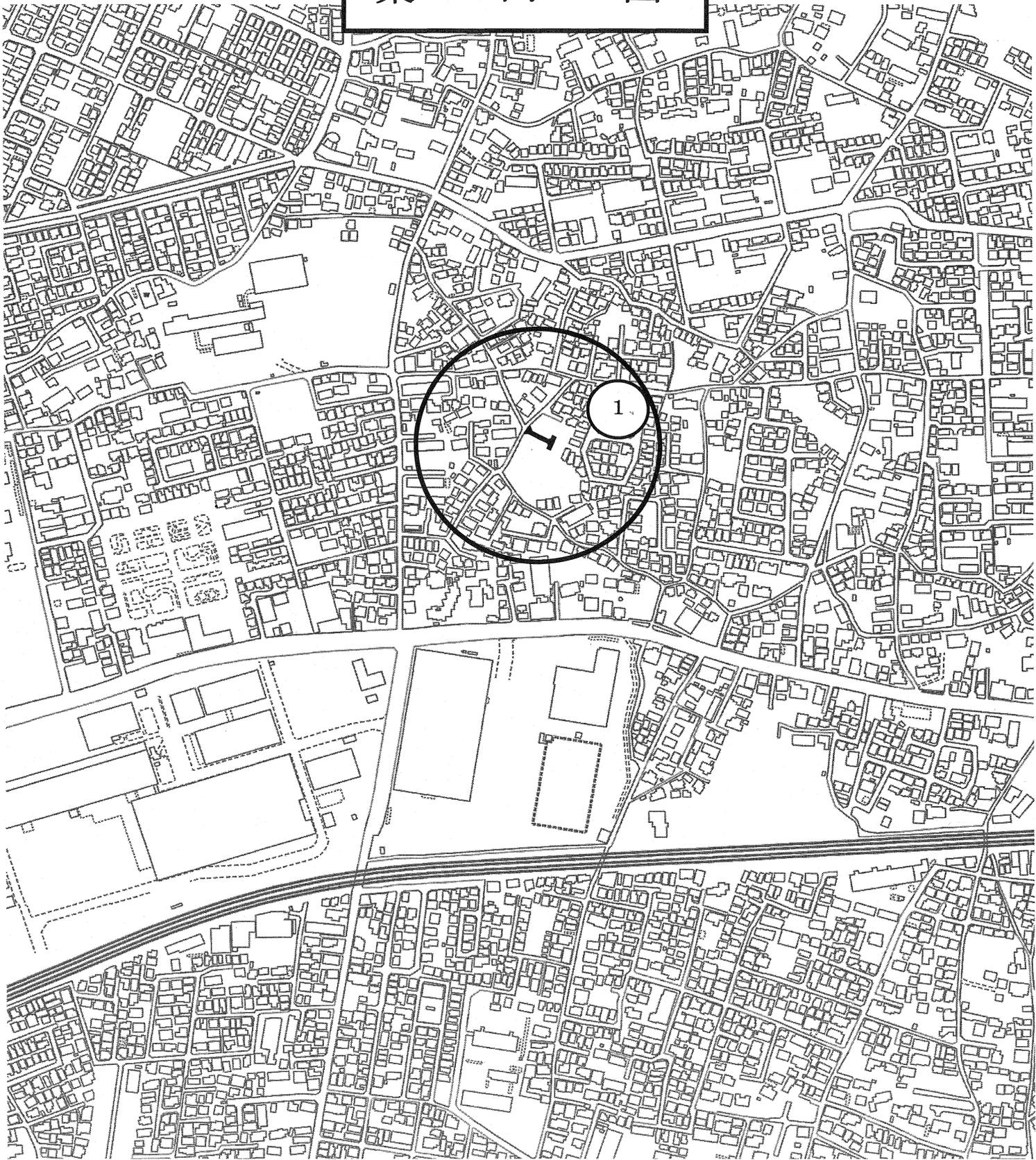
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	3535号線	松 林 一 丁 目 1 5 4 3 番 4 地 先	松 林 一 丁 目 1 5 4 3 番 1 4 地 先	m 38.91	m 4.50

## 提案理由

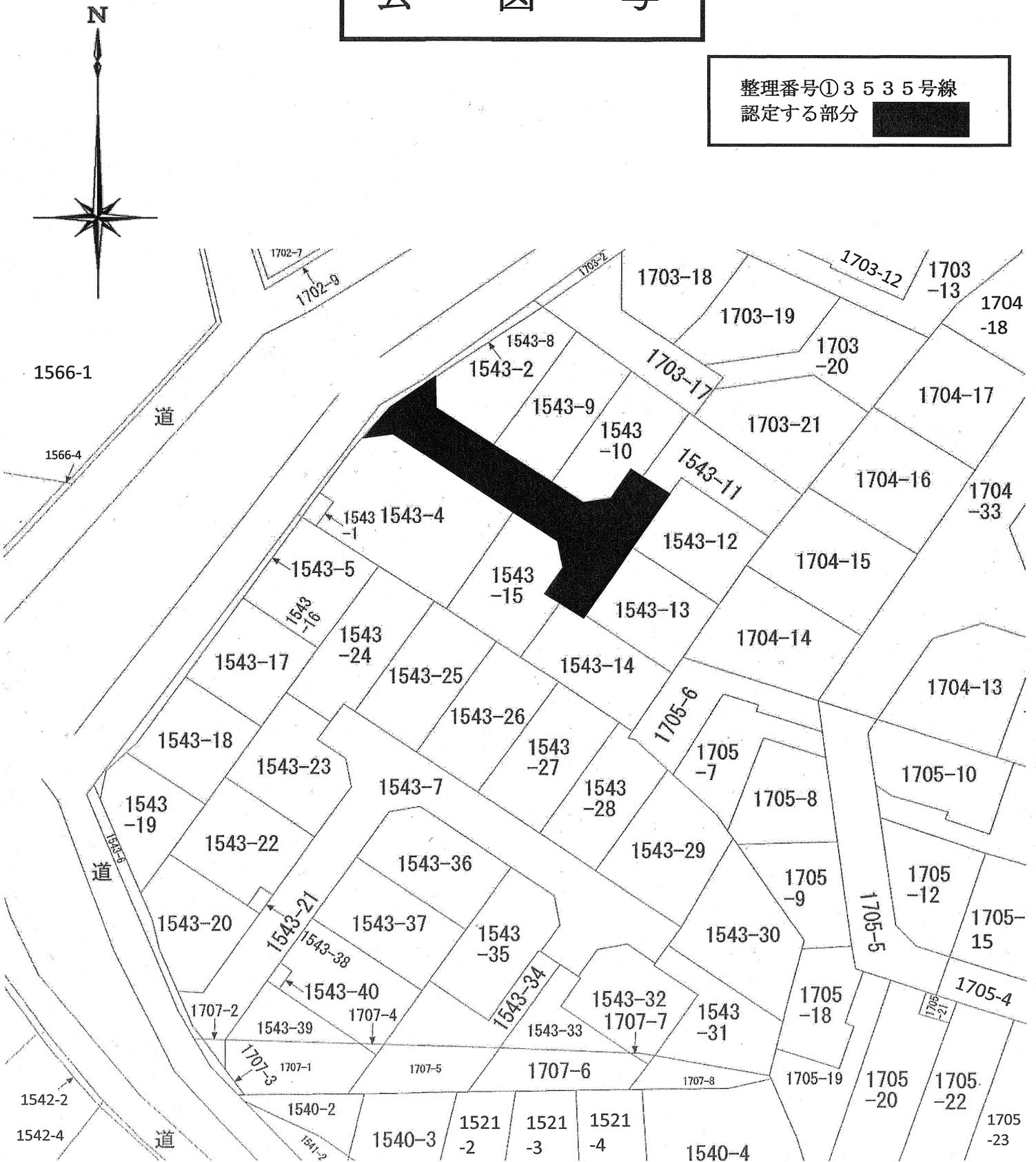
本案は、株式会社サンライズエステートが築造し、令和6年11月8日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号①3535号線  
認定する部分



## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和7年2月21日提出

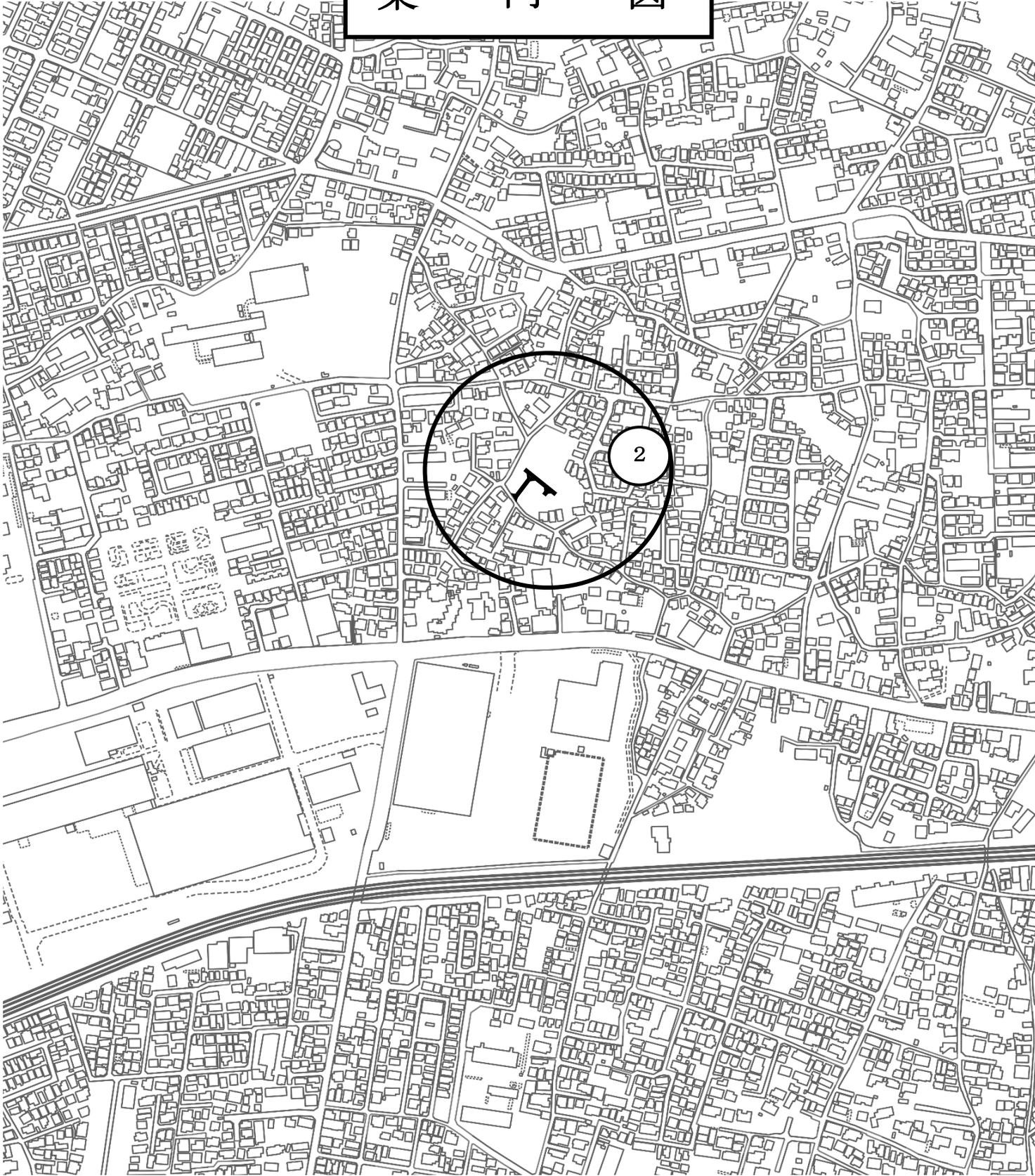
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	3536号線	松 林 一 丁 目 1 7 0 7 番 1 地 先	松 林 一 丁 目 1 5 4 3 番 2 9 地 先	m 77.72	m 4.50

## 提案理由

本案は、株式会社サンライズエステートが築造し、令和6年11月8日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

# 案内図



公 図 写

整理番号②3536号線  
認定する部分



## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和7年2月21日提出

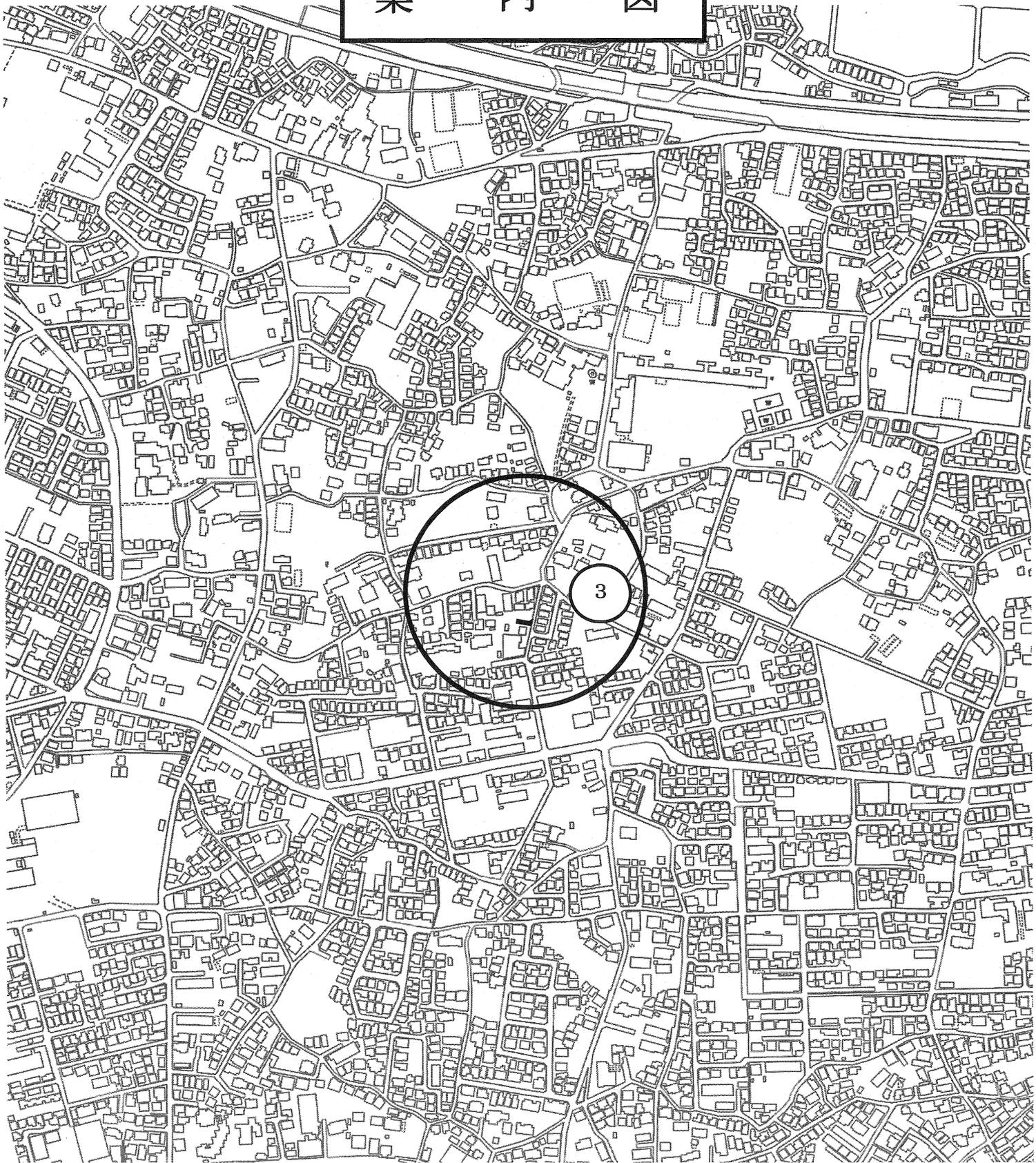
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	3537号線	松 林 二 丁 目 4 9 8 番 2 地 先	松 林 二 丁 目 4 9 9 番 1 地 先	m 23.23	m 4.51

## 提案理由

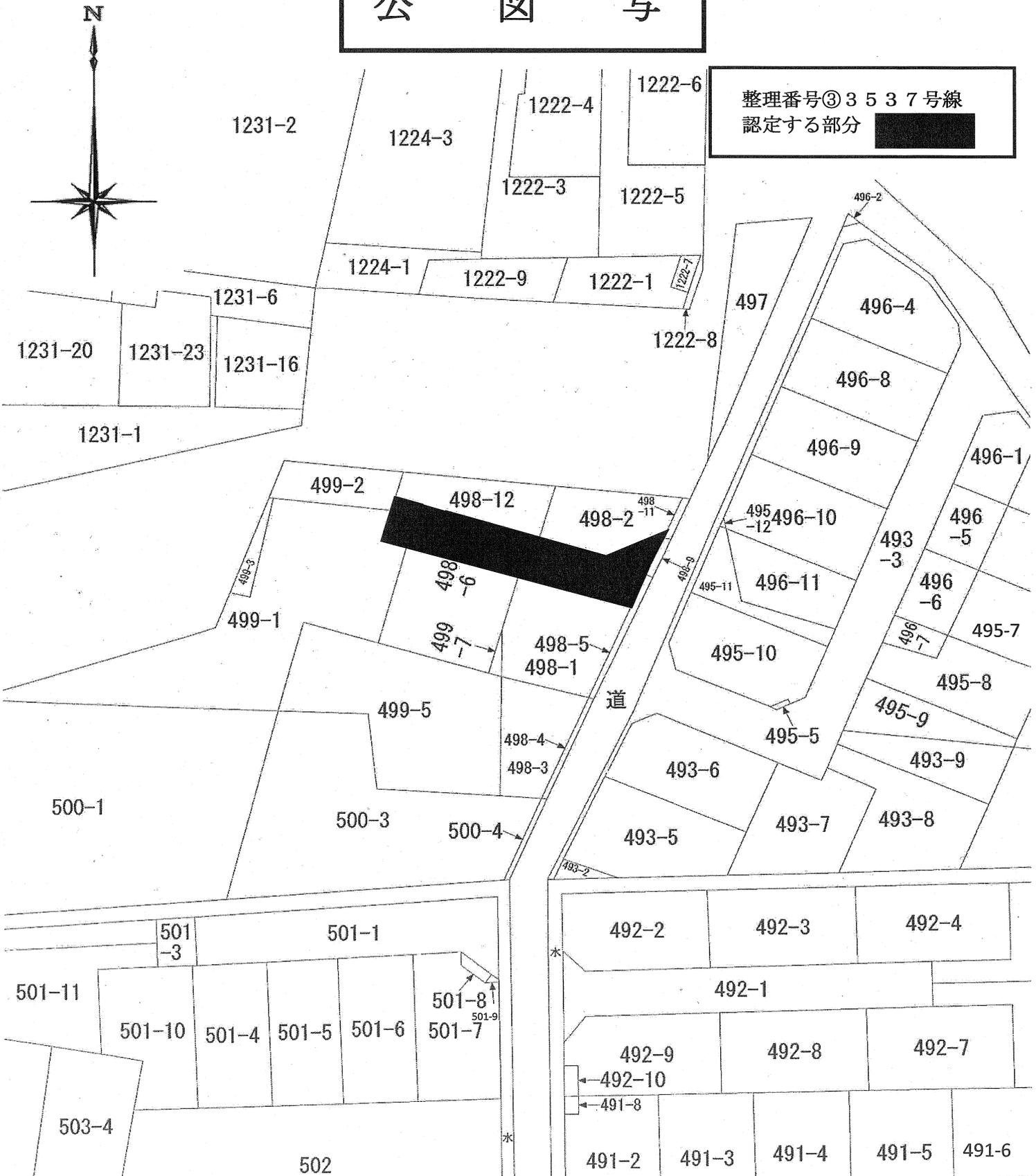
本案は、令和6年12月27日に市内在住の個人及び株式会社ARKから本市に寄附された道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



# 公 図 写

整理番号㊦3537号線  
認定する部分



## 市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和7年2月21日提出

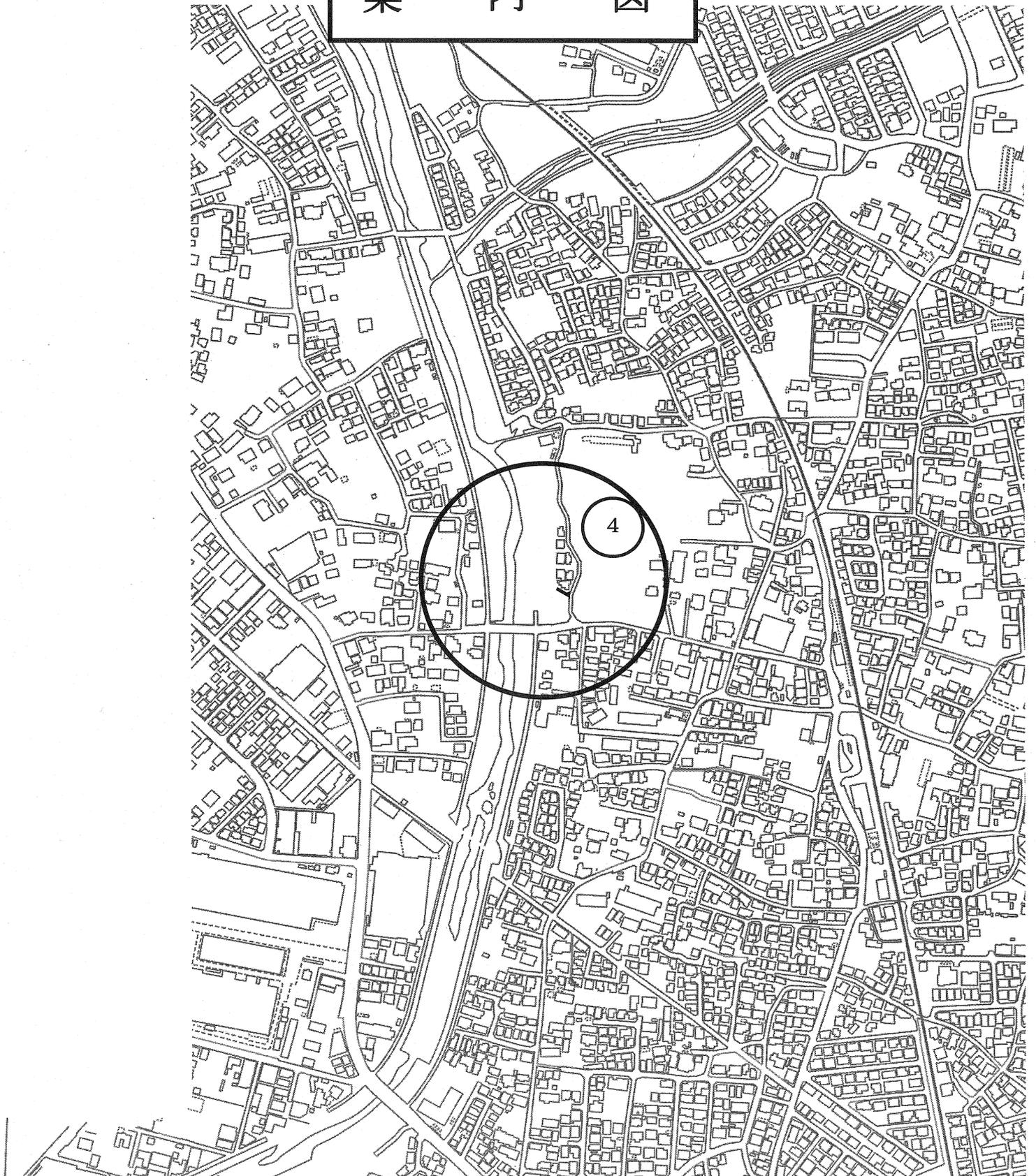
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	7720号線	香 川 五 丁 目 1 1 0 8 番 9 地 先	香 川 五 丁 目 1 1 1 1 番 4 地 先	m 16.31	3.41 m ~ 3.50

## 提案理由

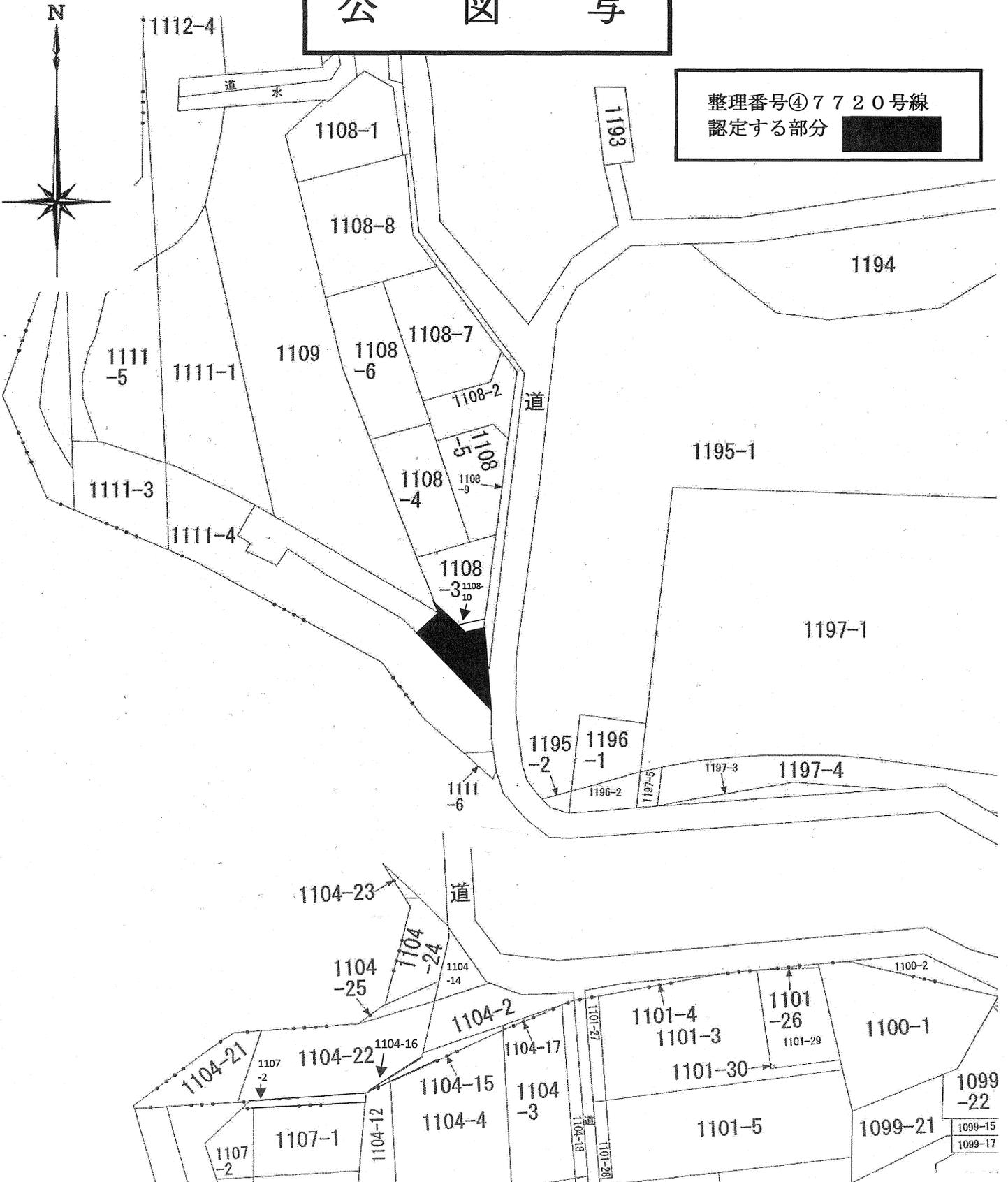
本案は、市道7074号線の廃止に伴い、新たに市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号④7720号線  
認定する部分 XXXXXXXXXX



専決処分の報告について

次のとおり令和7年2月3日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年2月21日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金18,700円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和7年1月21日11時20分頃、浜須賀小学校敷地内から児童が凧あげをしていたところ、校庭西側の防球ネットを越えて凧が飛んでいき、相手方民家の屋根上のアンテナに糸が絡んだまま取れなくなったため、アンテナからの凧糸の除去に対する作業費を賠償したものです。

